



アンケートの実施結果について



内閣府 (防災担当)

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会 (第7回)
令和6年4月23日 (火)



平時・災害時における在宅避難者及び車中泊避難者への支援状況や支援体制に関する実態等を把握することを目的として、都道府県及び市区町村を対象にアンケート調査を実施したものを。

調査概要

1. 調査時点

令和5年11月1日時点

2. 調査対象

全国都道府県及び市区町村

(防災部局のみならず関連部局に回答依頼)

3. 調査内容

在宅避難者及び車中泊避難者の支援及び体制について

4. 回答方法

ウェブフォーム上で回答

(ウェブ回答が難しい団体についてはwordで提出)

5. 回答状況

都道府県：100% (47/47)

市区町村：67% (1162/1724)

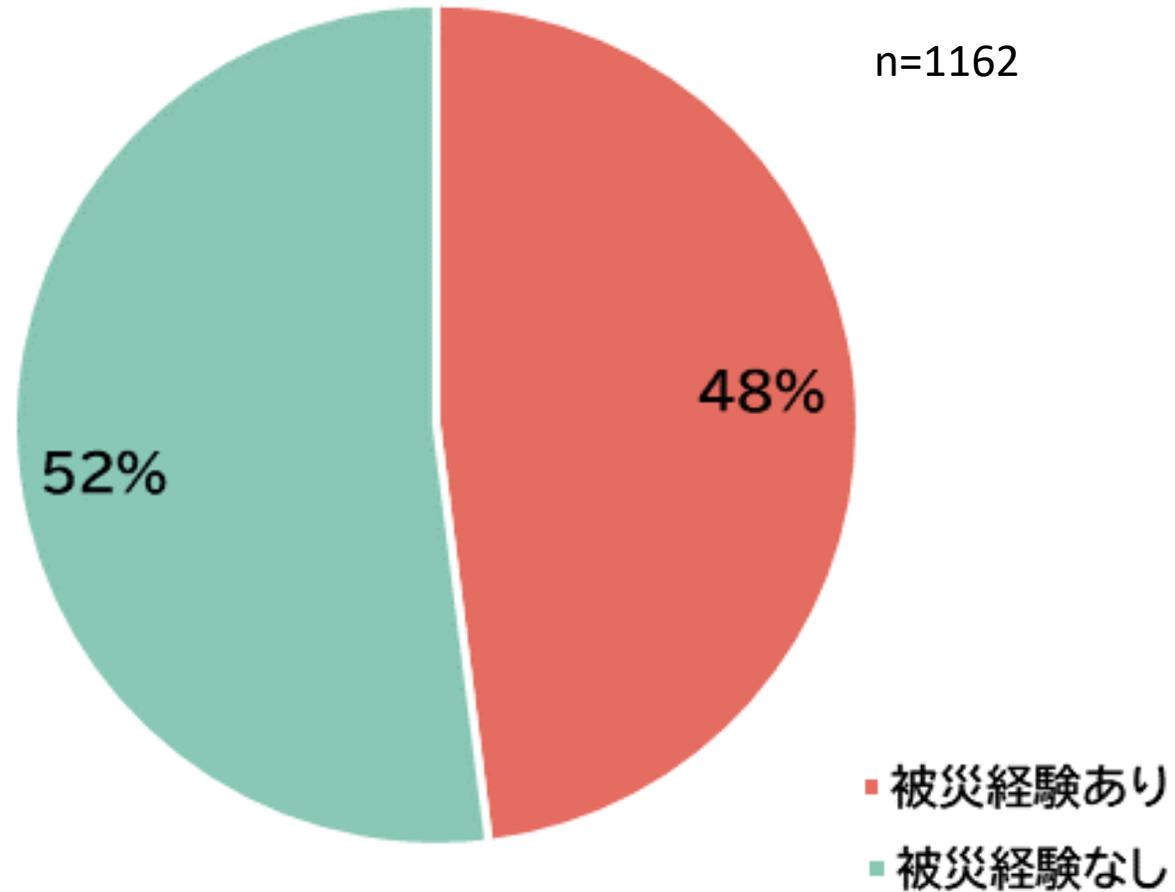


市区町村向け

(1) 被災経験及び支援の実施について



設問 災害救助法が適用された災害がある場合は、災害があった年と災害名を記入ください（過去10年以内）

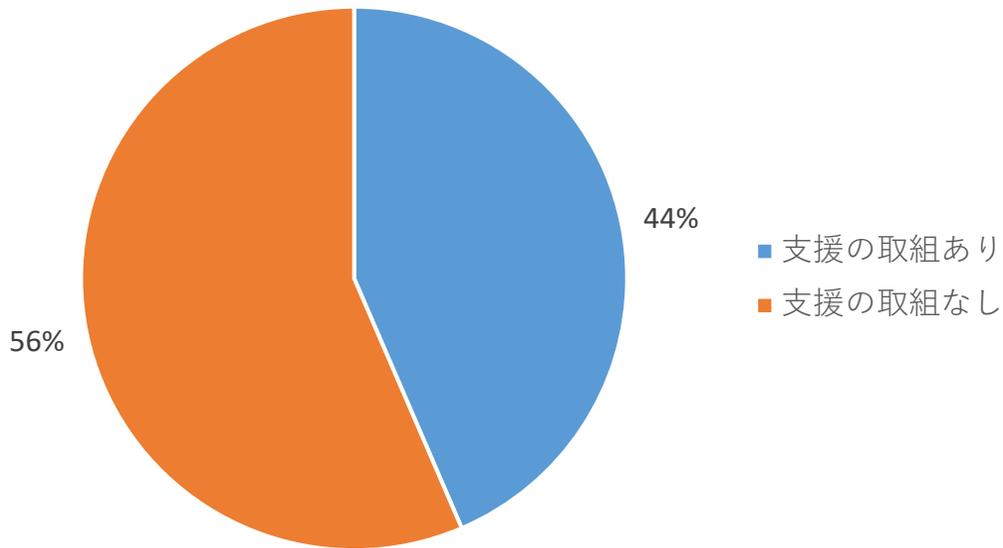




⇒「被災経験あり」と回答した自治体における在宅避難者、車中泊避難者の支援の実施状況

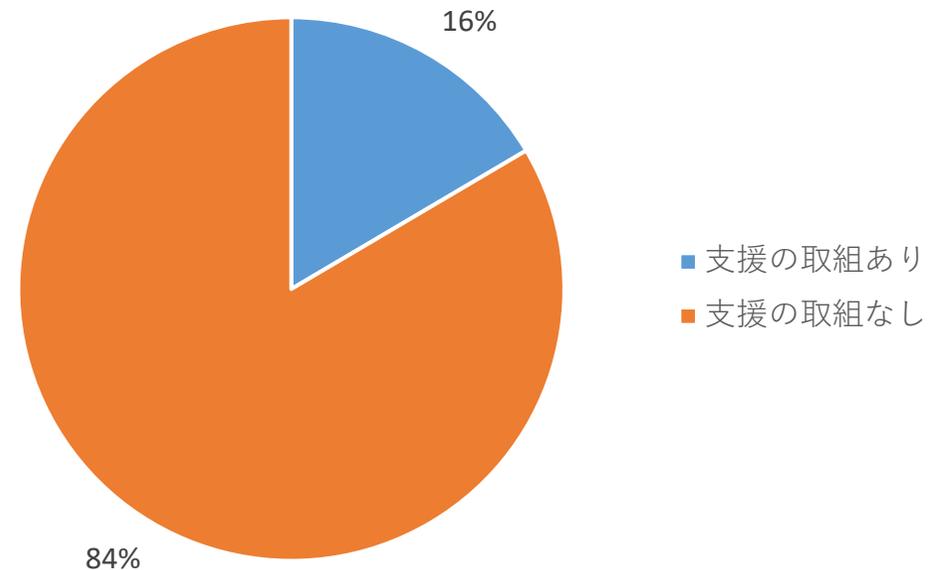
在宅避難者の支援の取組の有無

【被災経験あり】 n=558



車中泊避難者の支援の取組の有無

【被災経験あり】 n=558



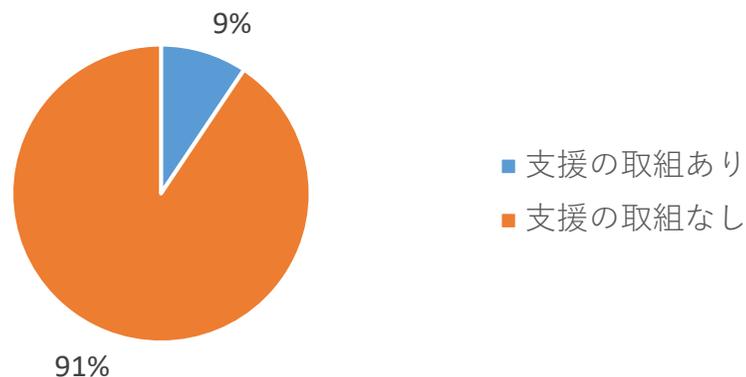
自治体規模と在宅避難者支援の取組について



⇒「被災経験あり」と回答した自治体規模別の在宅避難者の支援の実施状況

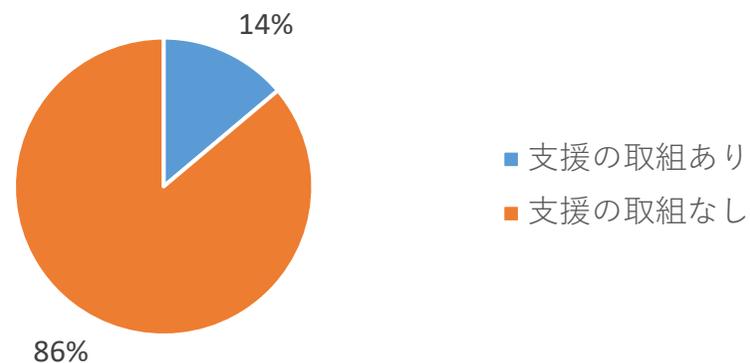
在宅避難者の支援の取組の有無

【政令指定都市・特別区】 n=32



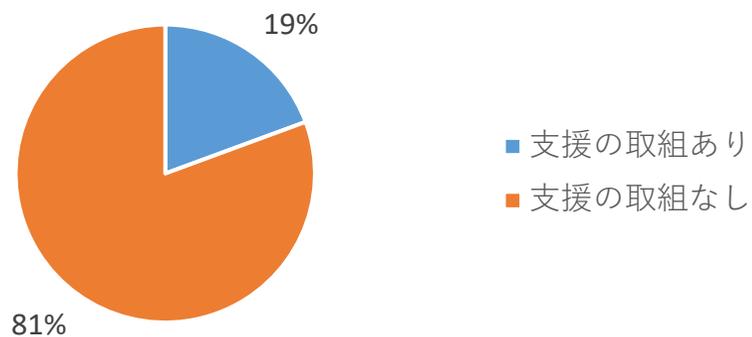
在宅避難者の支援の取組の有無

【中核市・施行時特例市】 n=65



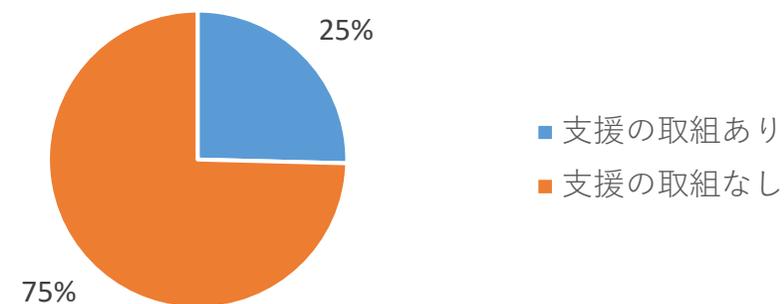
在宅避難者の支援の取組の有無

【その他市】 n=506



在宅避難者の支援の取組の有無

【町村】 n=559

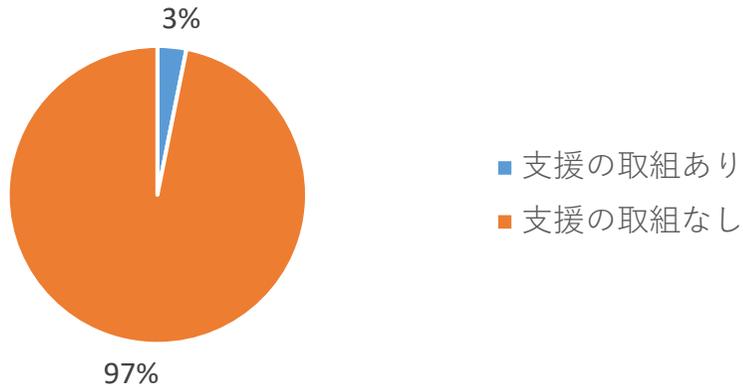


自治体規模と車中泊避難者支援の取組について

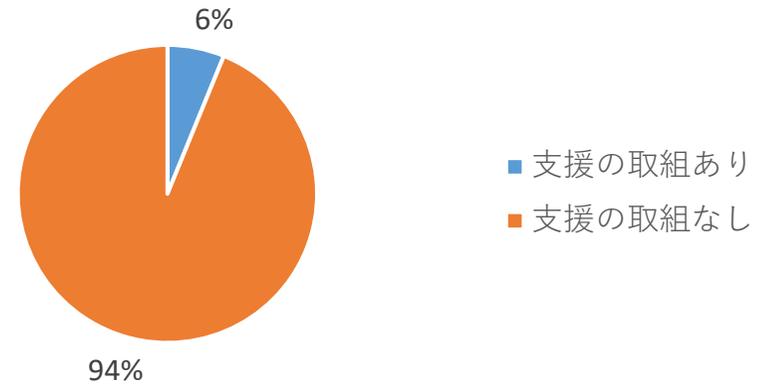


⇒「被災経験あり」と回答した自治体規模別の車中泊避難者の支援の実施状況

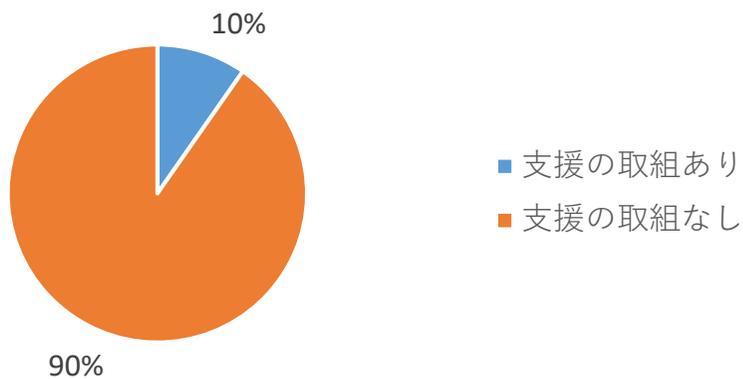
車中泊避難者の支援の取組の有無
【政令指定都市・特別区】



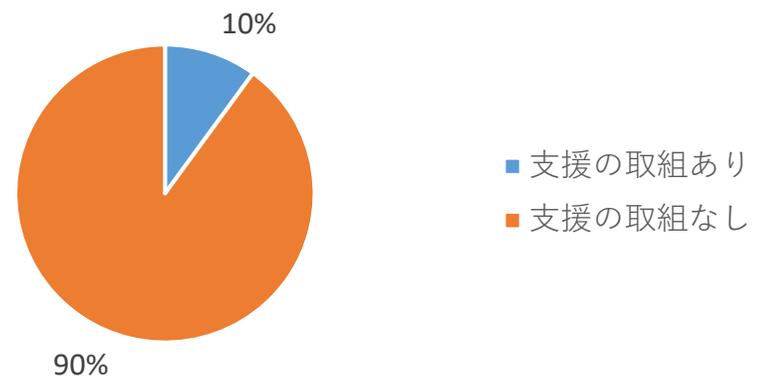
車中泊避難者の支援の取組の有無
【中核市・施行時特例市】



車中泊避難者の支援の取組の有無
【その他市】



車中泊避難者の支援の取組の有無
【町村】

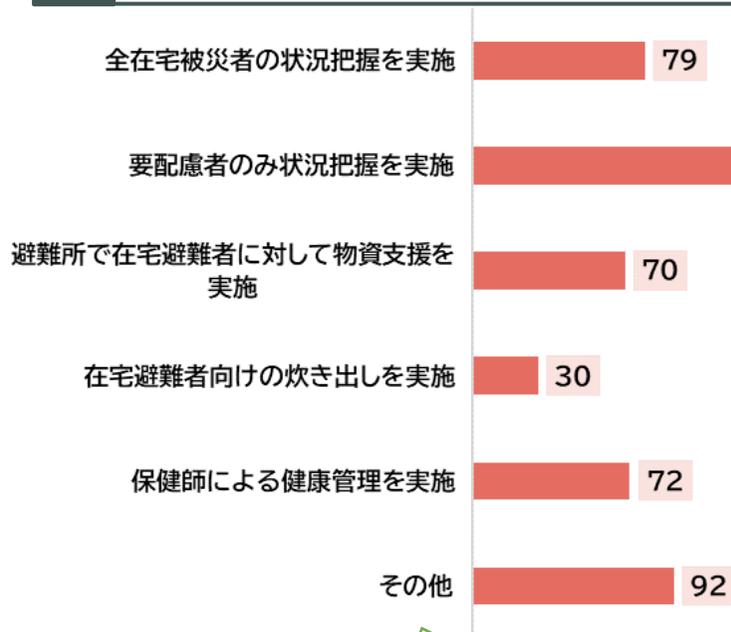


(1) 被災経験及び支援の実施について



設問

災害救助法の適用の有無にかかわらず) 災害の発生時に行政として在宅避難者の把握や支援を実施しましたか。実施した例がある場合は、その内容を教えてください(過去10年以内)。※該当するものすべてに✓



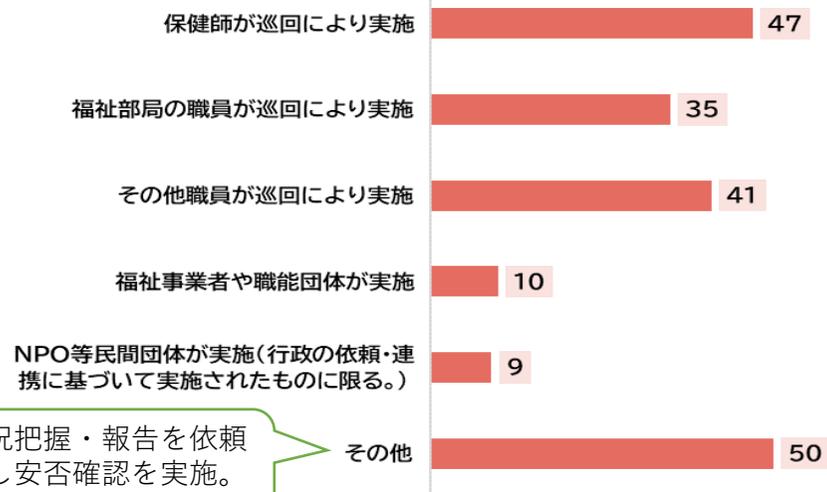
- 避難所や市役所での支援物資の配布と同様のサポートを行い、避難所周辺の食堂からの公費による食事提供も実施
- 在宅避難者の情報収集に努め、食事提供や充電支援を実施(避難所開設期間のみ)
- 公共宿泊施設の提供、孤立集落への物資支援、公民館等での自主避難者数や物資ニーズの把握を行った。
- 地域消防団が物資支援などの活動を実施

- 各地区の自治会に状況把握・報告を依頼/自主防災会と連携し安否確認を実施。
- 地域住民の安否確認を消防団により実施

- 民生委員、集落役員による確認
- 栄養士、歯科衛生士、医療ボランティア、助産師など、専門職による情報把握

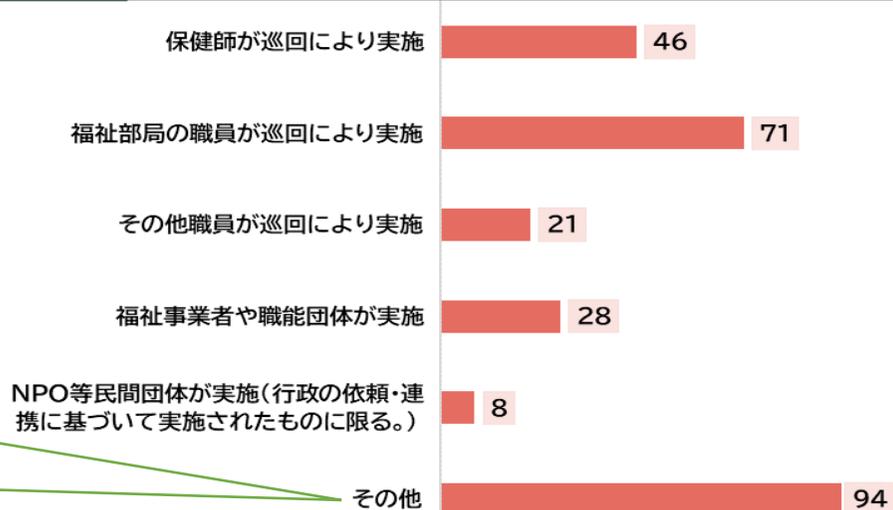
設問

全在宅被災者の状況把握を実施した場合、その内容 ※該当するものすべてに✓



設問

要配慮者のみ状況把握を実施した場合、その内容 ※該当するものすべてに✓

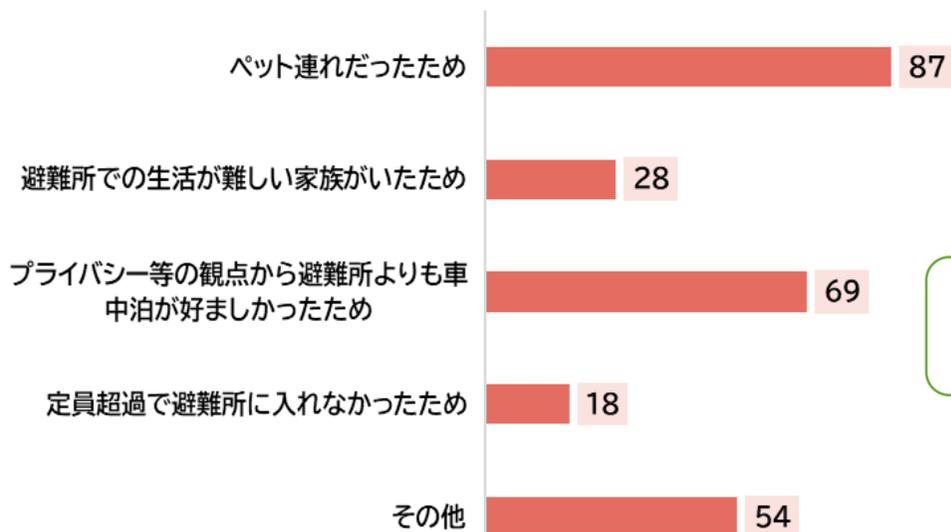


(1) 被災経験及び支援の実施について



設問

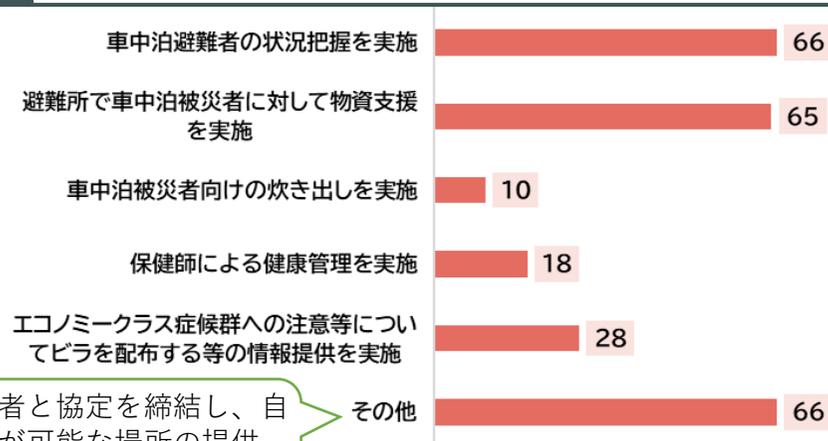
(災害救助法の適用の有無にかかわらず) 災害発生時に、車中泊避難者が発生したものがありましたか。あれば、その災害名と、被災者が車中泊避難を選択した理由を把握している場合はその内容を教えてください(過去10年以内)。
※該当するものすべてに✓



- 新型コロナウイルス感染予防のため
- 避難所内に横になれるスペースがなかったため
- 生活再建をする上で必要な自動車が水没しないようにするため
- 避難所にきた避難者本人が希望したため
- 住民ではなく旅行者であったため

設問

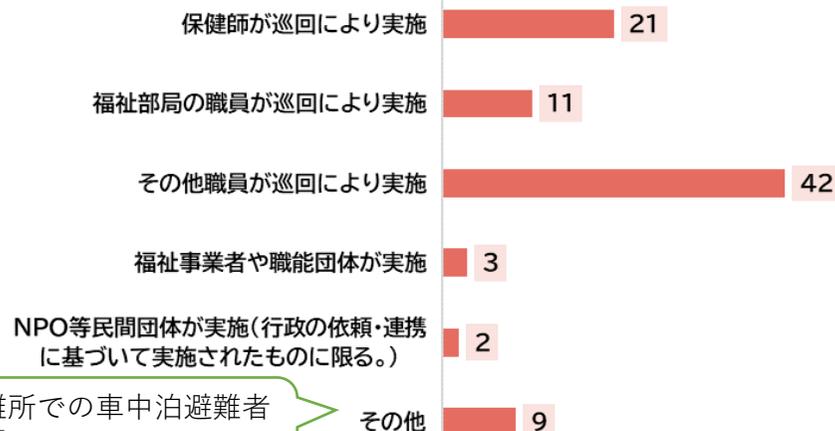
災害の発生時に行政として車中泊避難者への支援を実施した例がある場合、その支援の内容(過去10年以内)。※該当するものすべてに✓



- 民間事業者と協定を締結し、自動車避難が可能な場所の提供
- 避難所ごとに人数の把握を行う

設問

車中泊避難者の状況把握を実施した場合、その内容
※該当するものすべてに✓



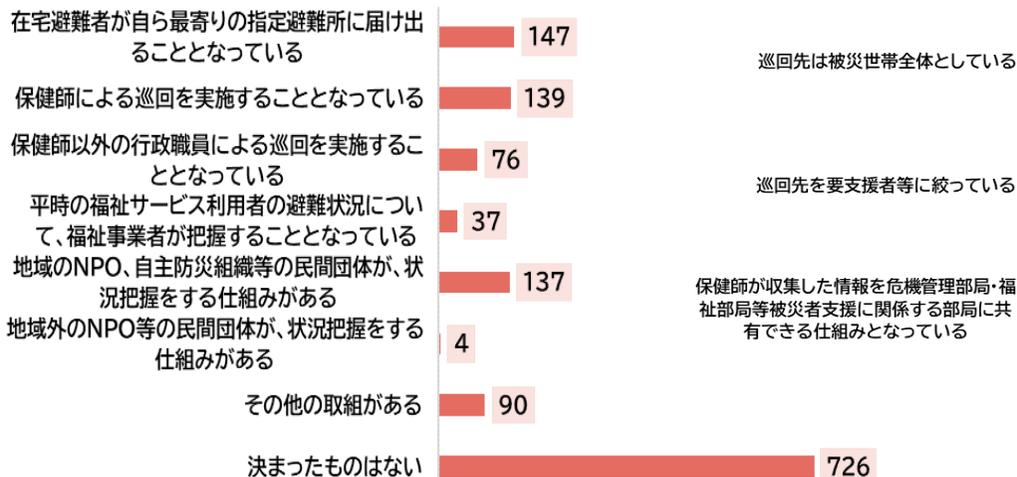
- 指定避難所での車中泊避難者のみ把握
- 避難所での受付

(2) 避難所以外の避難者の状況把握の方法について



設問

在宅避難者の把握方法について決めているものがあれば教えてください。
※該当するものすべてに✓

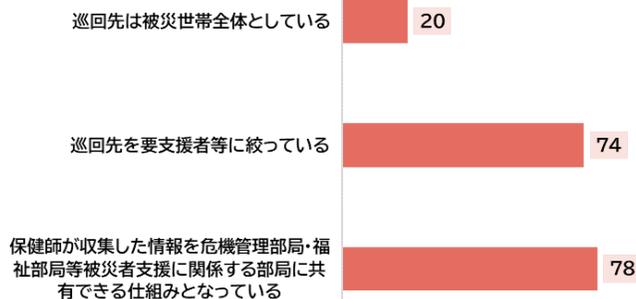


その他の取組

- SNSや自治会、小学校区のコミュニティセンターを通じて情報を収集
- 防災アプリを活用し、指定外避難所への避難者の位置情報をGPSで把握

設問

保健師による巡回を実施することとなっている場合の巡回対象
※該当するものすべてに✓



設問

平時の福祉サービス利用者の避難状況について、福祉事業者が把握することとなっている場合の情報の取扱い
※該当するものすべてに✓



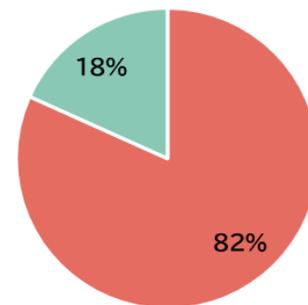
設問

保健師以外の行政職員による巡回を実施することとなっている場合の巡回先
※該当するものすべてに✓



設問

地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が、状況把握をする仕組みがある場合の情報の取扱い



- 地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が把握した情報を行政が受け取る仕組みとなっている
- 地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が把握した情報を行政が受け取る仕組みはない

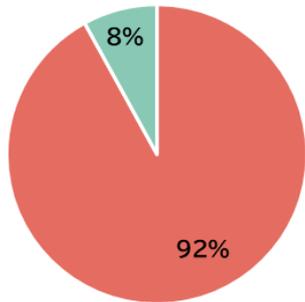
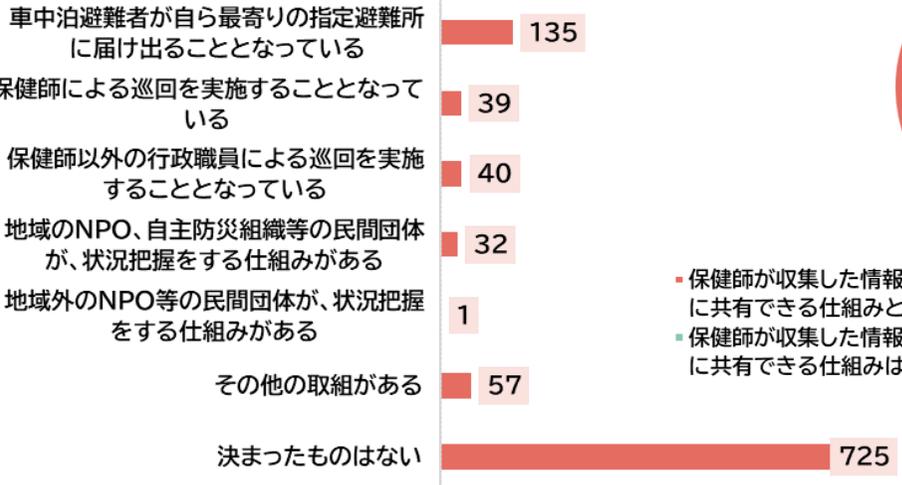
(2) 避難所以外の避難者の状況把握の方法について



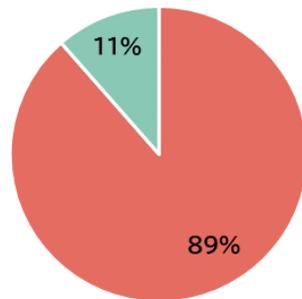
設問 車中泊避難者の把握方法について決めているものがあれば教えてください。
※該当するものすべてに✓

設問 保健師による巡回を実施することとなっている場合の共有の仕組み

設問 保健師以外の行政職員による巡回を実施することとなっている場合の共有の仕組み



- 保健師が収集した情報を危機管理部局・福祉部局等被災者支援に関係する部局に共有できる仕組みとなっている
- 保健師が収集した情報を危機管理部局・福祉部局等被災者支援に関係する部局に共有できる仕組みはない

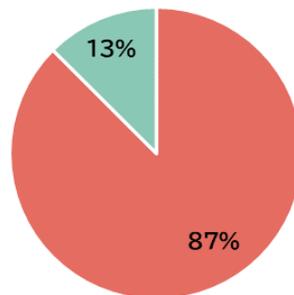


- 職員が収集した情報を危機管理部局・福祉部局等被災者支援に関係する部局に共有できる仕組みとなっている
- 職員が収集した情報を危機管理部局・福祉部局等被災者支援に関係する部局に共有できる仕組みはない

その他の取組

- 車中泊避難者が、最寄りの避難所で非常食等を受け取るようになっているが、その際に車中泊避難者名簿を作成して把握している
- 避難所に訪れた方は「避難者カード」に記入し、避難先を申告する。在宅避難が可能な場合は「自宅等」を選択し、個別避難計画を策定。安否確認は避難所運営委員会や関係機関が担当。
- 民間の警備会社への車中避難場所の巡回警備委託により把握
- 防災アプリの利用や防災行政無線の活用による情報収集。

設問 地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が、状況把握をする仕組みがある場合の情報の取扱い



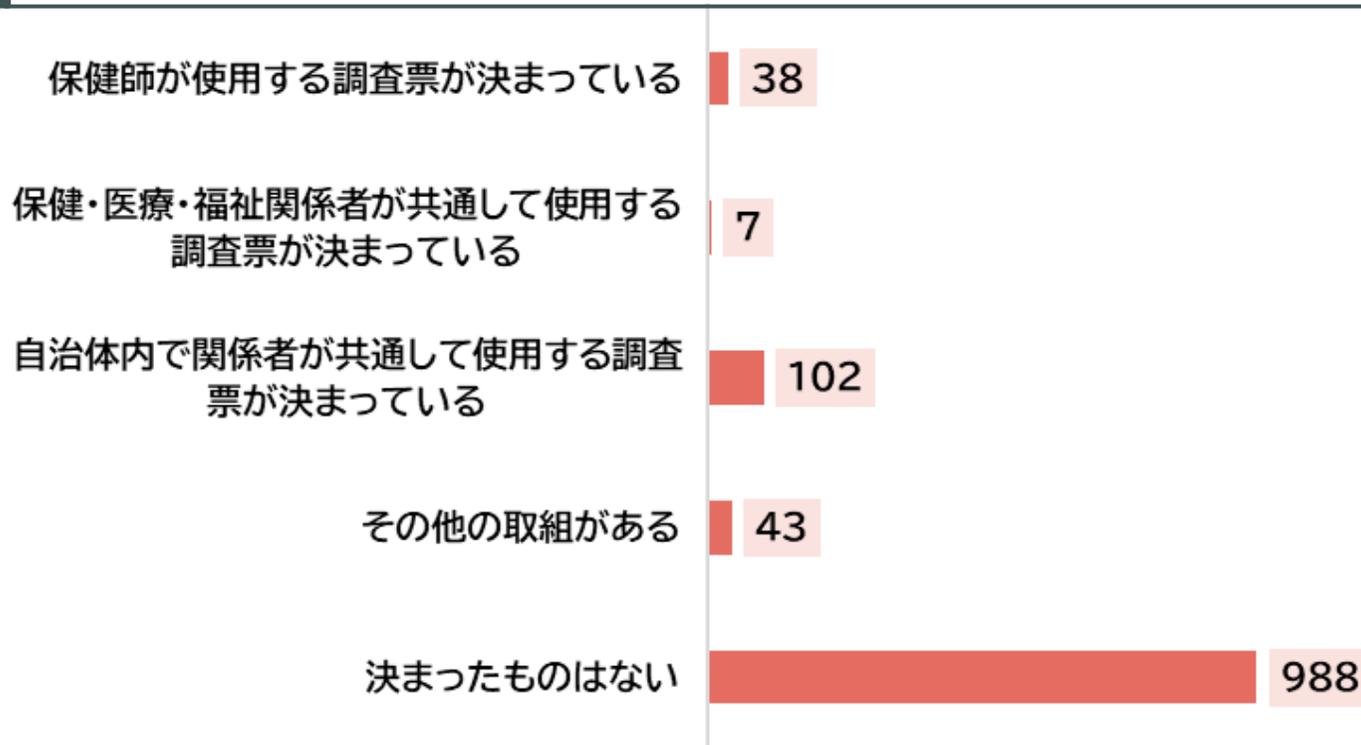
- 地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が把握した情報を行政が受け取る仕組みとなっている
- 地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が把握した情報を行政が受け取る仕組みはない

(2) 避難所以外の避難者の状況把握の方法について



設
問

これらの状況把握を実施する際の調査票のフォーマットが決まっているか教えてください。
※該当するものすべてに✓



その他の取組

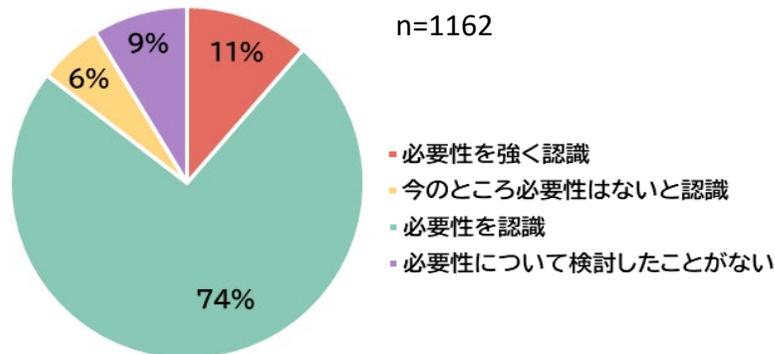
- 避難者カードに避難世帯の情報を記入いただき、提出してもらうこととしている
- 避難者受付カードに車中泊利用の記載欄
- 避難所において使用する避難所利用者登録票にて"在宅"や"車中泊"の項目を設けている
- 市防災システム（クラウド）で報告
- 県システムのフォーマット
- 自治会で使用する共通様式がある

(3) 在宅避難者の支援の取組について



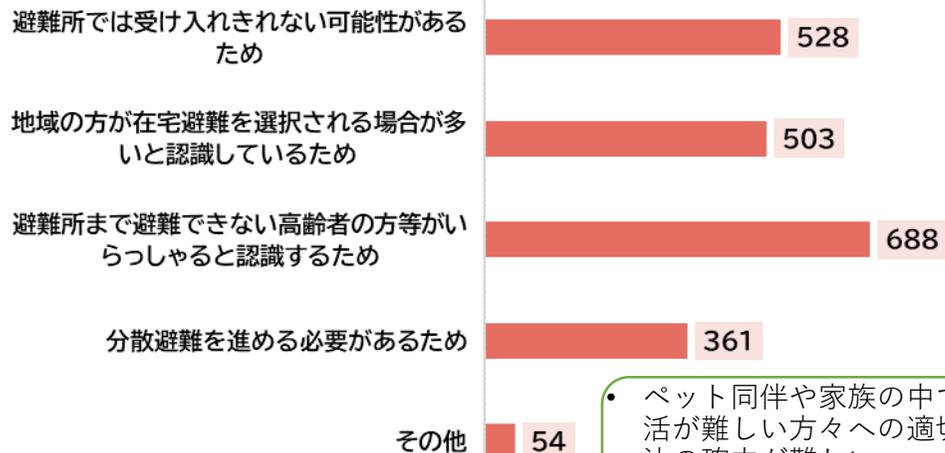
設問

災害時の在宅避難者の支援の必要性について自治体としてどのように認識していますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。



設問

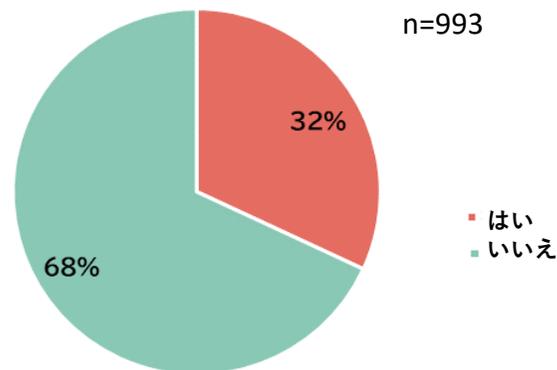
必要性を強く認識、必要性を認識している理由を教えてください。
※該当するものすべてに✓



- ペット同伴や家族の中で避難所での生活が難しい方々への適切な受け入れ方法の確立が難しい
- 在宅避難が可能であれば、感染症のリスクを減少させるために推奨している

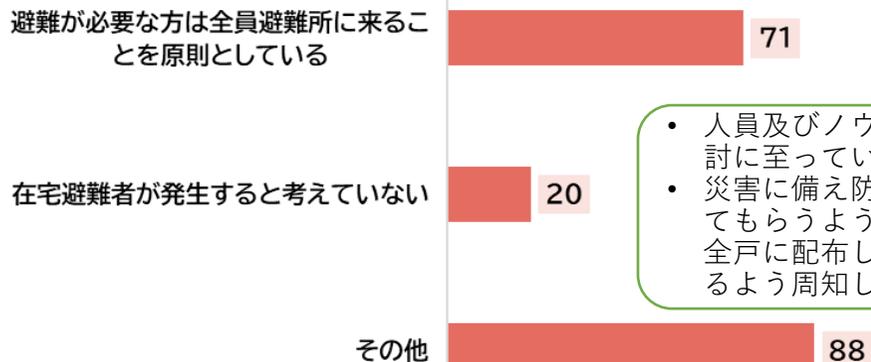
設問

在宅避難者の支援について、平時から支援の実施に向けた取組を行っていますか。



設問

必要性はない、検討したことがない理由について教えてください。
※該当するものすべてに✓

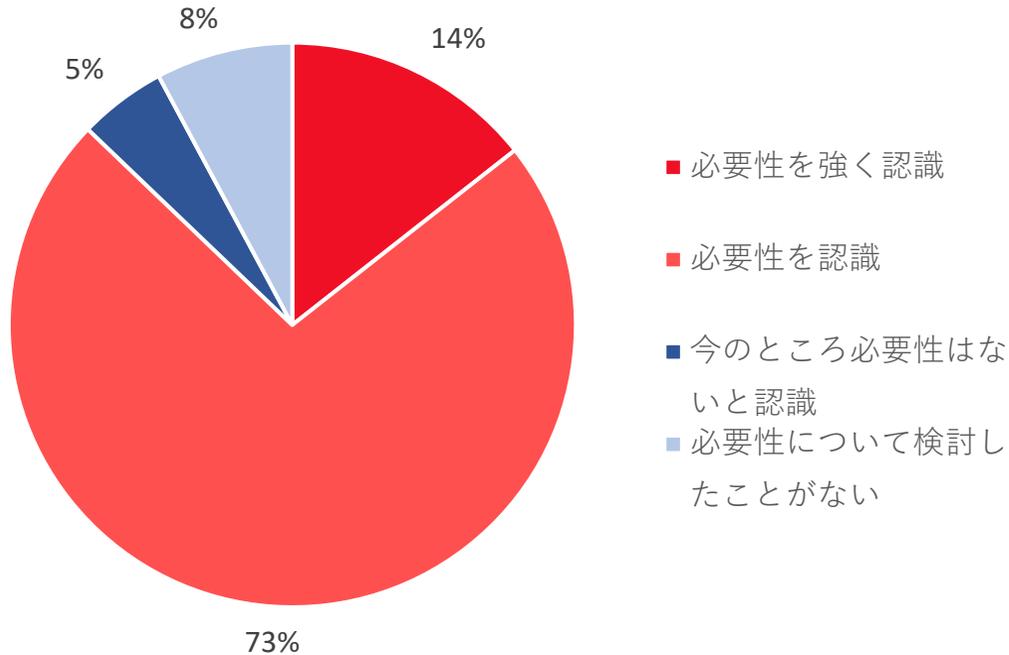


- 人員及びノウハウ不足により検討に至っていない
- 災害に備え防災備蓄品を用意してもらうよう「防災バッグ」を全戸に配布し、定期的に点検するよう周知している



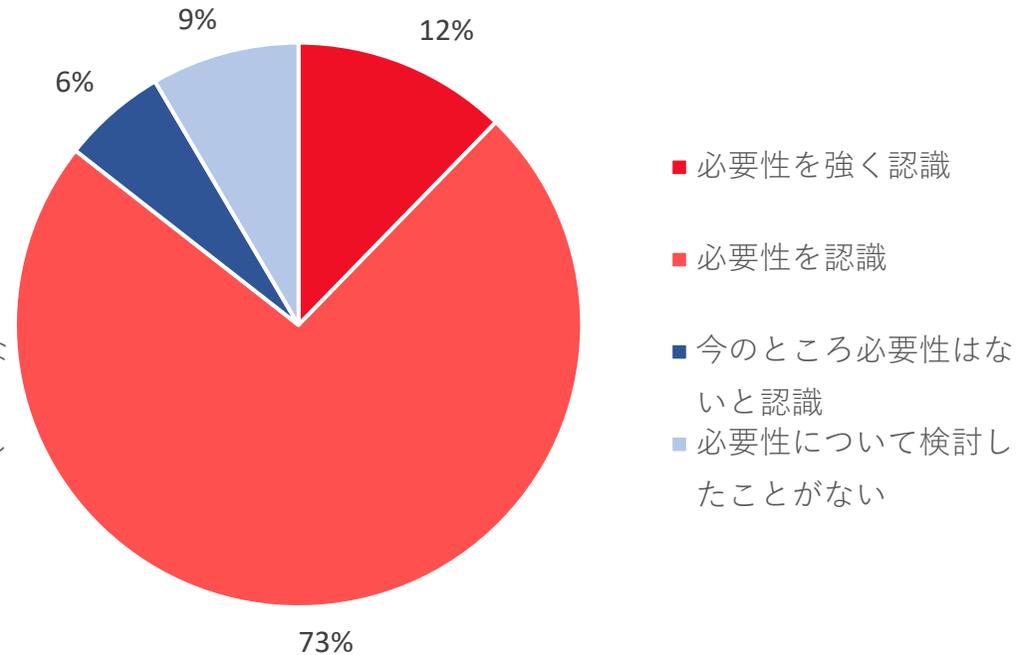
在宅避難者支援の必要性の認識

【被災経験あり】 n=558



在宅避難者被災者支援の必要性の認識

【被災経験なし】 n=604

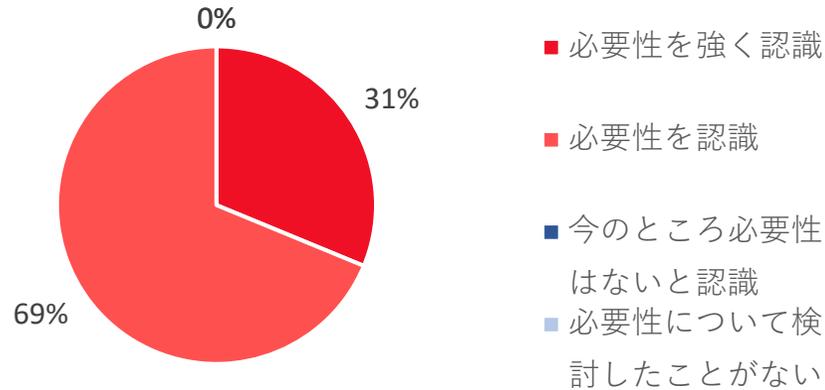


自治体規模と在宅避難者支援の必要性の認識について



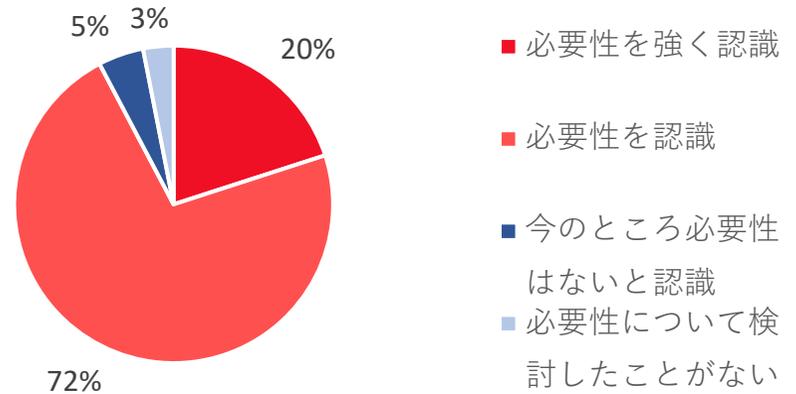
在宅避難者支援の必要性の認識

【政令指定都市・特別区】 n=32



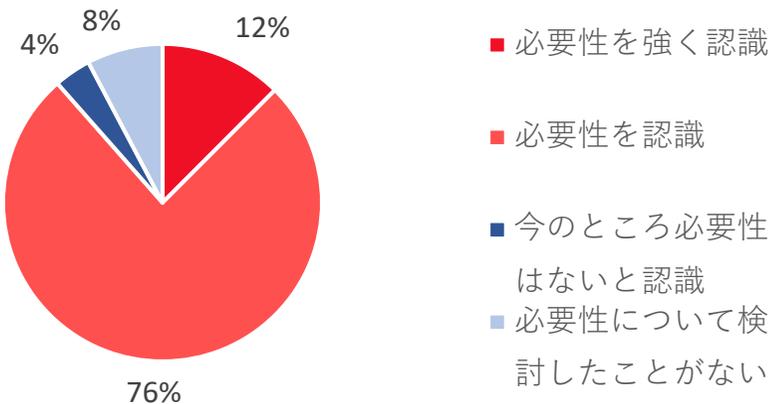
在宅避難者支援の必要性の認識

【中核市・施行時特例市】 n=65



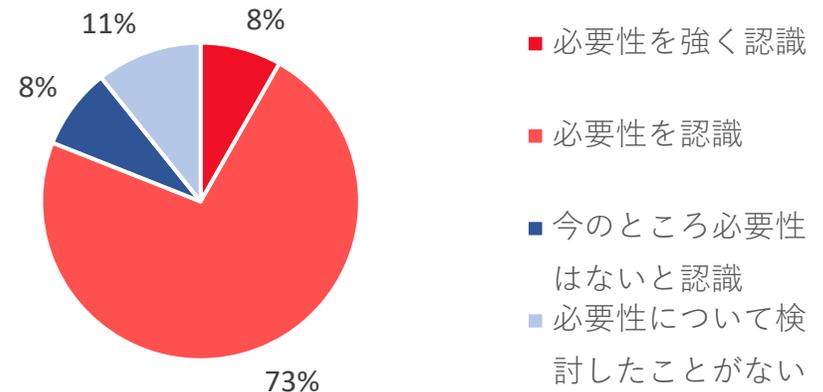
在宅避難者支援の必要性の認識

【その他市】 n=506



在宅避難者支援の必要性の認識

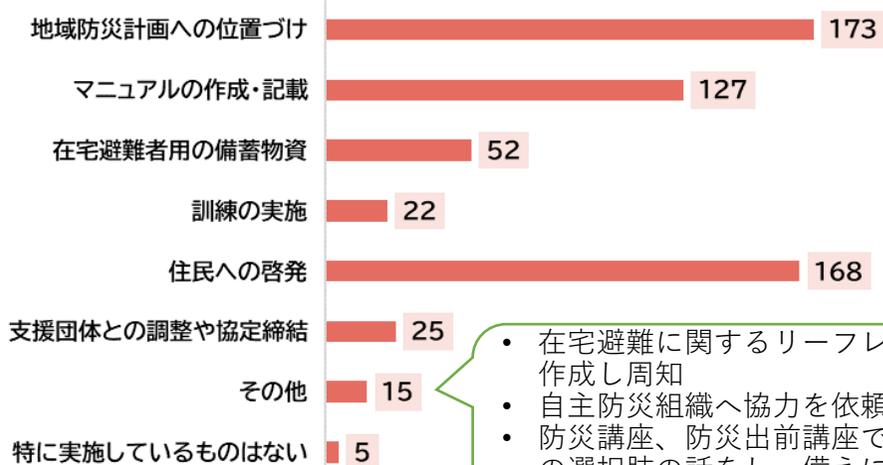
【町村】 n=559



(3) 在宅避難者の支援の取組について

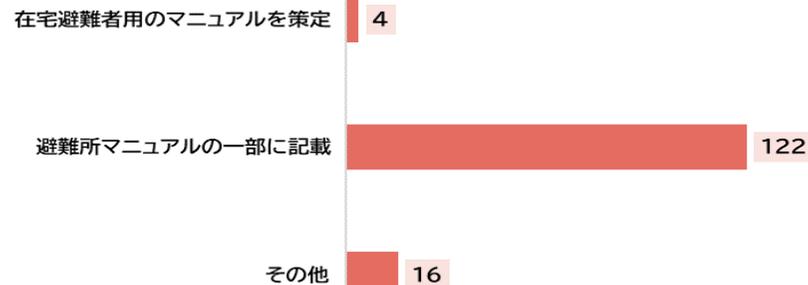


設問 在宅避難者の支援のために平時から実施しているものを教えてください。※該当するものすべてに✓



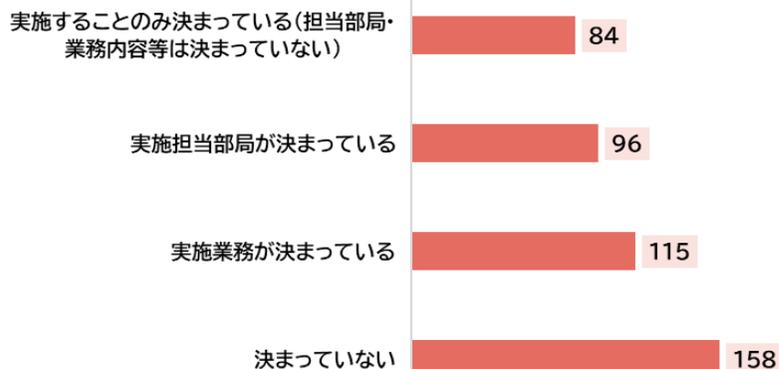
- 在宅避難に関するリーフレットを作成し周知
- 自主防災組織へ協力を依頼
- 防災講座、防災出前講座で避難先の選択肢の話をし、備えについて解説

設問 マニュアルを作成・記載した場合、その詳細を教えてください。※該当するものすべてに✓

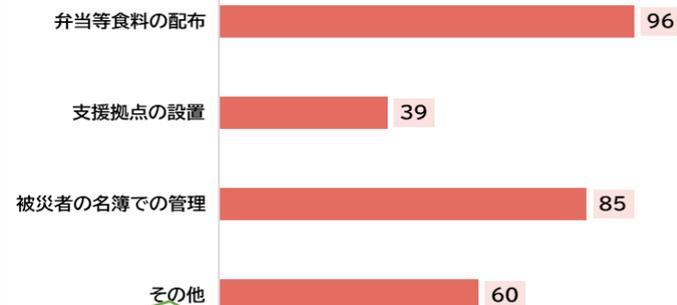


- 家庭内でのローリングストック等を町広報誌に掲載
- 災害時保健活動マニュアルの一部に記載
- 地区防災計画を作成するよう各自主防災組織へ依頼
- 防災ハンドブック（啓発資料）内に在宅避難項目を表記している

設問 在宅避難者の支援のため行政内の支援実施体制についてどの程度決まっているか教えてください。※該当するものすべてに✓



設問 実施業務が決まっている場合、その内容を教えてください。※該当するものすべてに✓



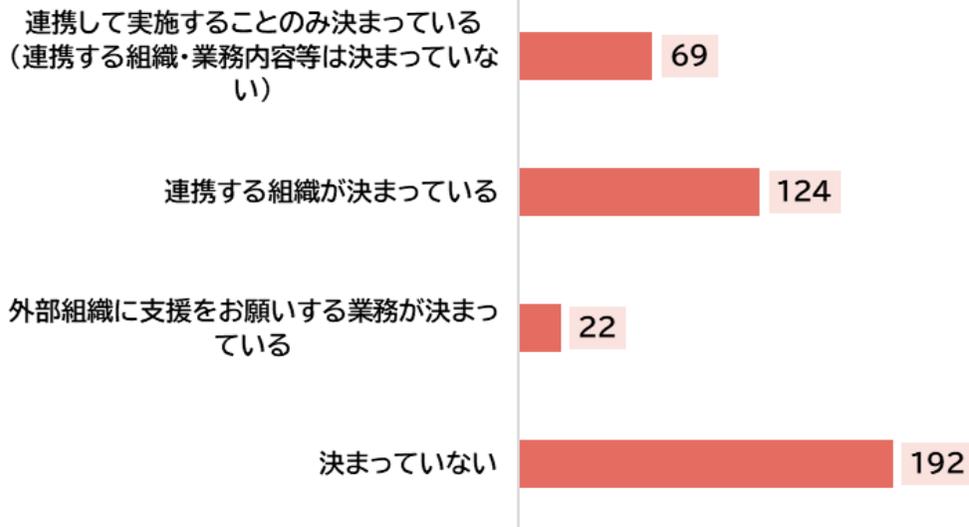
- 障がい者、高齢者等への避難誘導及び安否確認等の実施
- 傷病治療や健康相談等の保健医療サービス、衛生的環境・情報の提供地域巡回・福祉対策
- 避難所で在宅避難者数を把握し、行政に報告する体制づくり

(3) 在宅避難者の支援の取組について



設問

在宅避難者の支援のための行政外部の組織と連携した支援の実施体制について教えてください。
※該当するものすべてに✓



設問

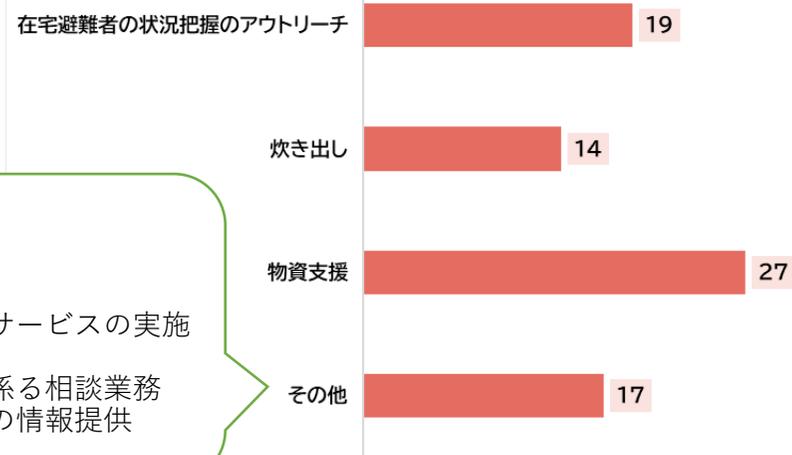
連携する組織が決まっている場合、その組織
※該当するものすべてに✓



- トラック協会/運送会社
- 近隣住民
- 赤十字奉仕団
- 消防機関、警察機関
- 食料、物資の提供、各小売り業者等
- 民生委員・児童委員

設問

外部組織に支援をお願いする業務が決まっている場合、その内容※該当するものすべてに✓



- 災害や支援等に関する情報提供
- 在宅避難者名簿の管理
- 被災者法律相談業務
- 要配慮者の安否等の確認
- 要配慮者向けの各種保健・医療・福祉サービスの実施
(介護サービスメンタルケアなど)
- 家屋被害認定調査や罹災証明書申請に係る相談業務
- 在宅避難者の取りまとめ/在宅避難者の情報提供
- 理容サービス業務、美容サービス業務

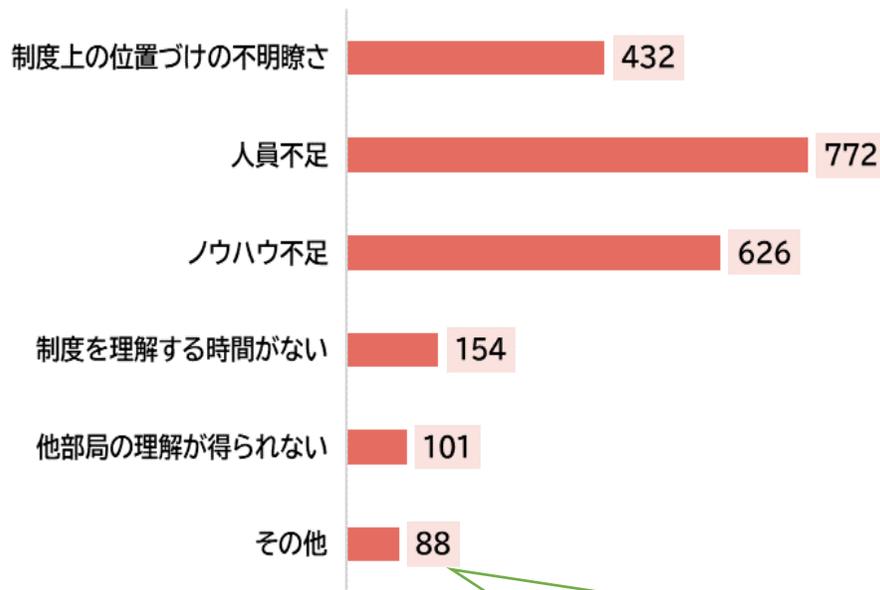
(3) 在宅避難者の支援の取組について



設
問

在宅避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因として考えられるものについて教えてください。

※該当するものすべてに✓

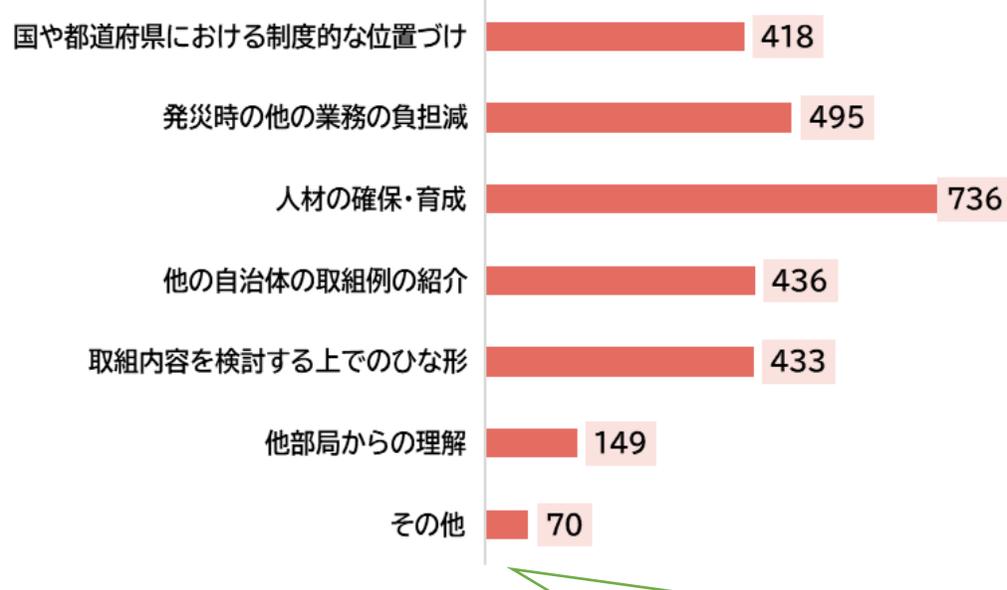


- 在宅避難者の定義の不明確さ
- 在宅避難者数の把握などは、地域として実施することとしているため、地域活動とのバランスを踏まえる必要があるため
- 在宅避難者数の把握に苦慮している。どこまで公助が対応できるか
- 在宅者と在宅避難者の定義がなく、地震であれば全ての市民が在宅避難者となり、その状況を市町村で把握することは困難
- 公共施設である指定避難所の対応を優先せざるを得ない
- 在宅避難を推奨できるエリアが少ない
- 行政職員も被災者になっている可能性が高い
- 在宅で避難生活を送れる準備を市民自身がすべき
- 財政的に予算の確保が困難

設
問

どのような点が解消すれば検討を進めることができると考えますか。

※該当するものすべてに✓



- 物流システムのノウハウ及び業者の協力
- 区民やマンション管理組合、事業者の理解の増進
- 早期の避難行動の重要性を住民に啓発し、理解いただくこと
- 地域住民の公的機関への依存の解消
- タワーマンション居住者など集合住宅での在宅避難者の対応基準、公助が必要な世帯の線引き
- 在宅者と在宅避難者の定義の位置づけ、または対象者（避難行動要支援者等）の位置づけや優先者の選定が必要
- 国や県による補助金等の財政支援
- 在宅避難者の把握方法、市民自身の意識向上、自治会やアプリを活用した連携体制の構築が必要
- 支援物資の一時受け入れ場所の倉庫確保 輸送

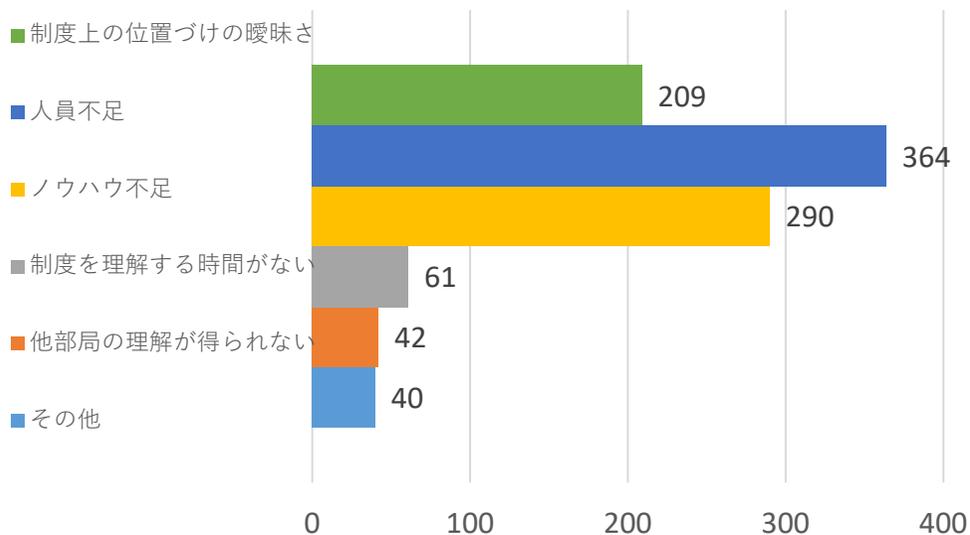
被災経験の有無と在宅避難者支援が進まない理由について



在宅避難者支援の取組が進まない理由

※複数回答可

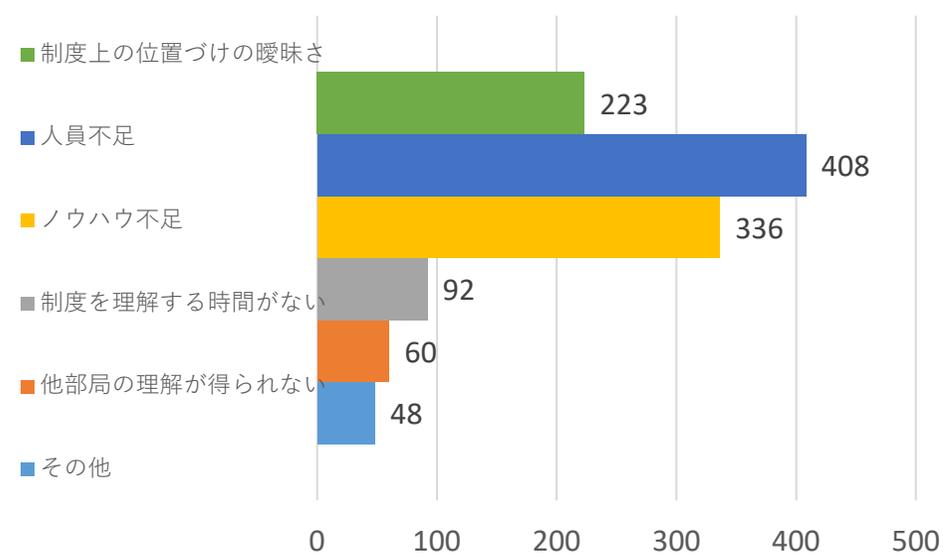
【被災経験あり】



在宅避難者支援の取組が進まない理由

※複数回答可

【被災経験なし】

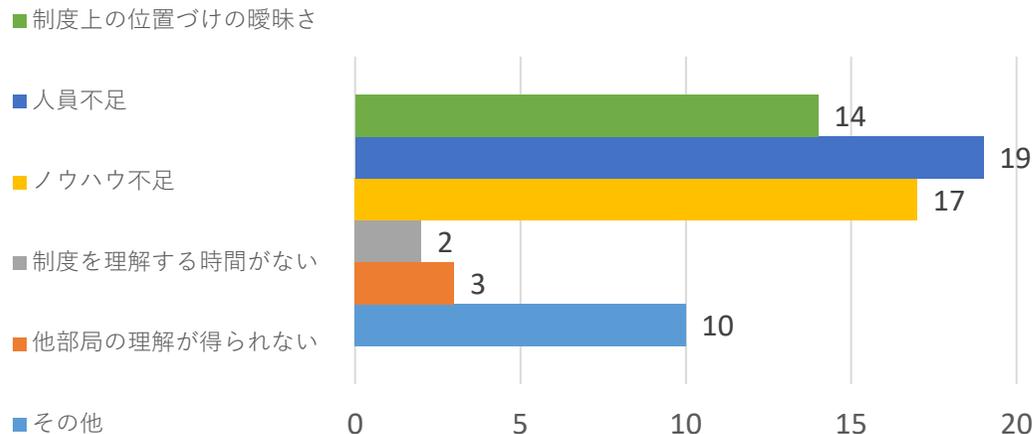


自治体規模と在宅避難者支援が進まない理由について



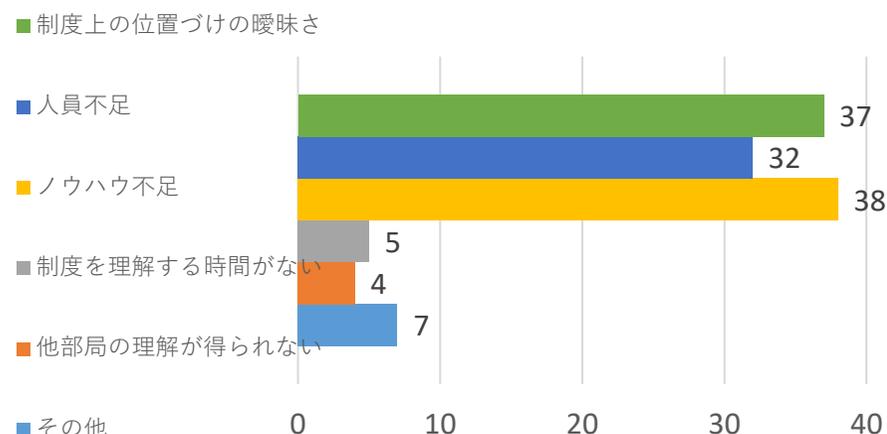
在宅避難者支援の取組が進まない理由※複数回答可

【政令指定都市・特別区】



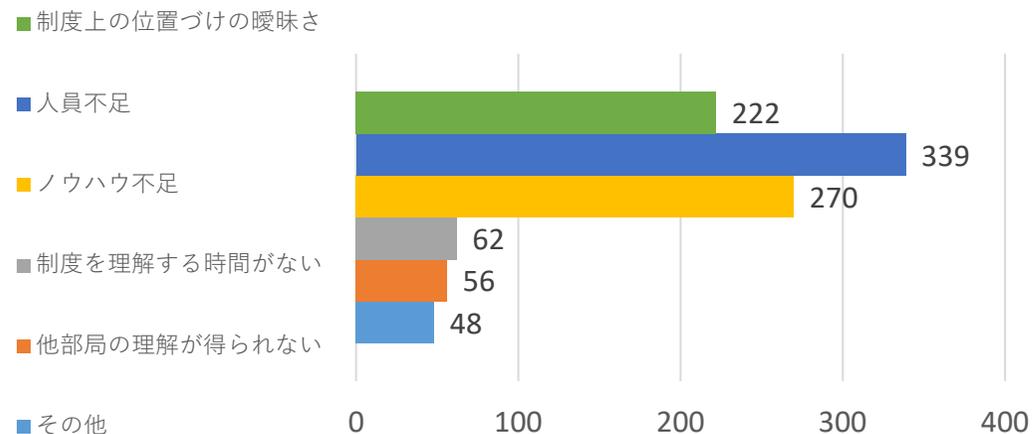
在宅避難者支援の取組が進まない理由※複数回答可

【中核市・施行時特例市】



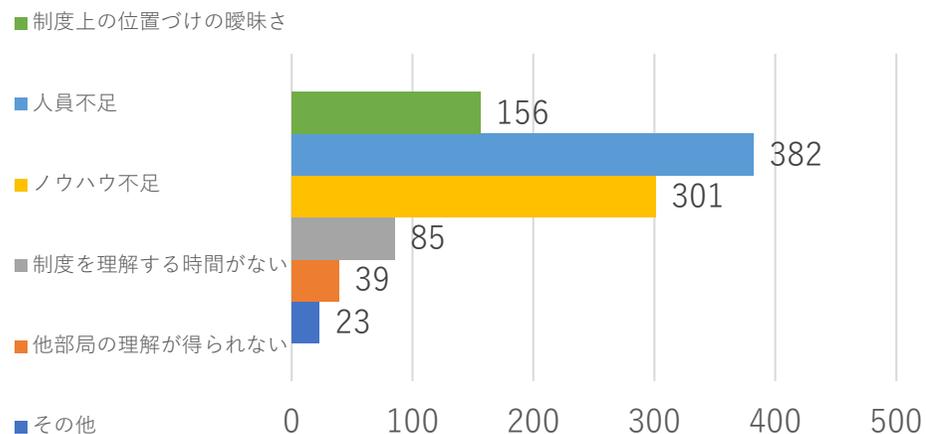
在宅避難者支援の取組が進まない理由※複数回答可

【その他市】



在宅避難者支援の取組が進まない理由※複数回答可

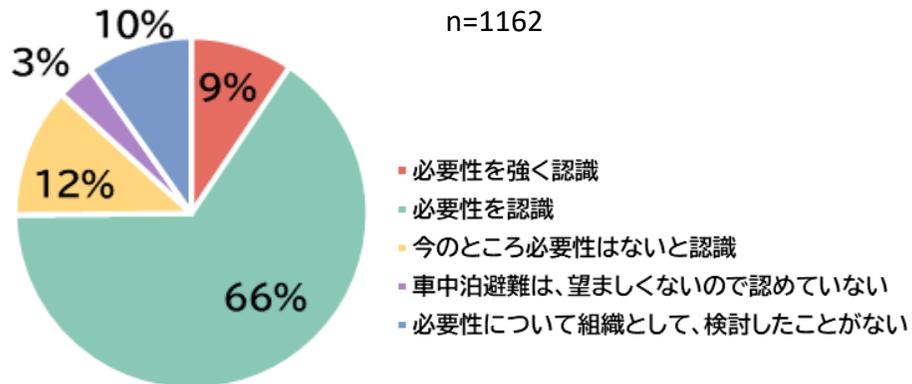
【町村】



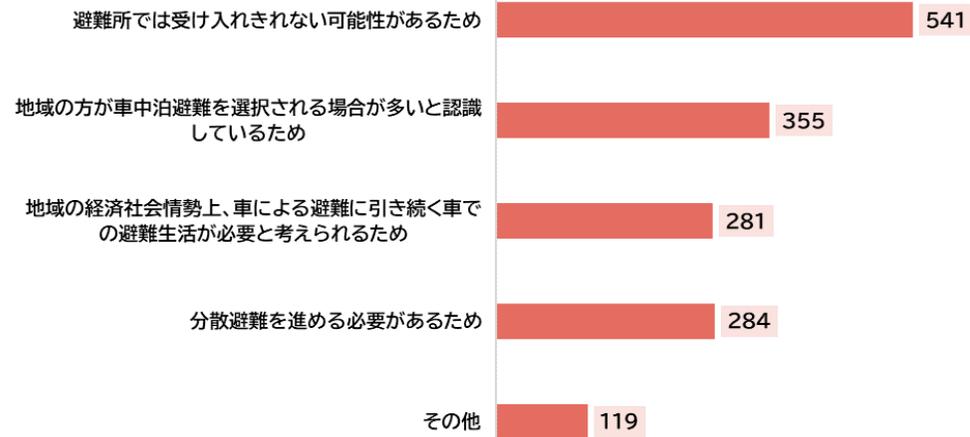
(4) 車中泊避難者への支援について



設問 災害時の車中泊避難者の支援の必要性について自治体としてどのように認識していますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

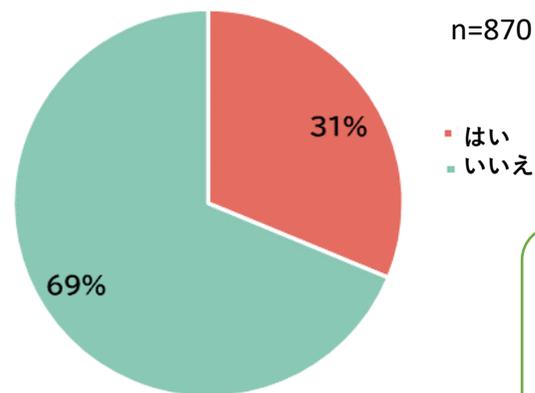


設問 必要性を強く認識、必要性を認識している理由を教えてください。※該当するものすべてに✓



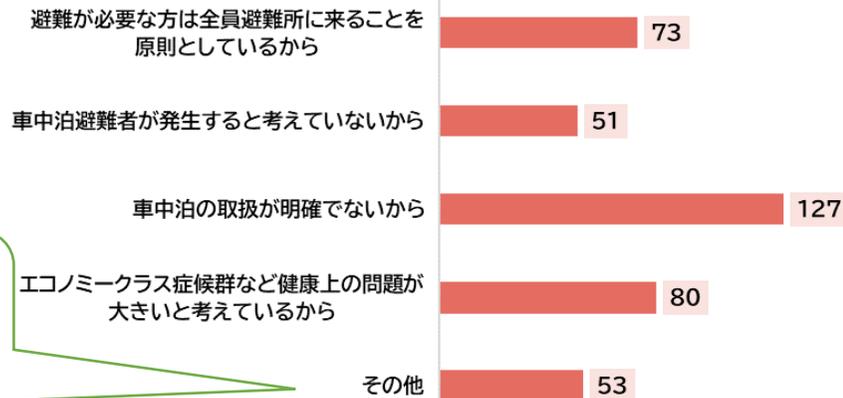
- ・ プライバシーの観点から
- ・ ペットとの同伴が想定されるため
- ・ 感染症対策のため

設問 車中泊避難者の支援について、平時から支援の実施に向けた取組を行っていますか。



- ・ 安心して車中泊できるような場所がない
- ・ 緊急車両通行の妨げになる等の理由から
- ・ 国もやむを得ない事情がある場合に車中泊避難を想定しており、地方自治体が積極的に必要を認識する姿勢を示すことは難しいと考えるため

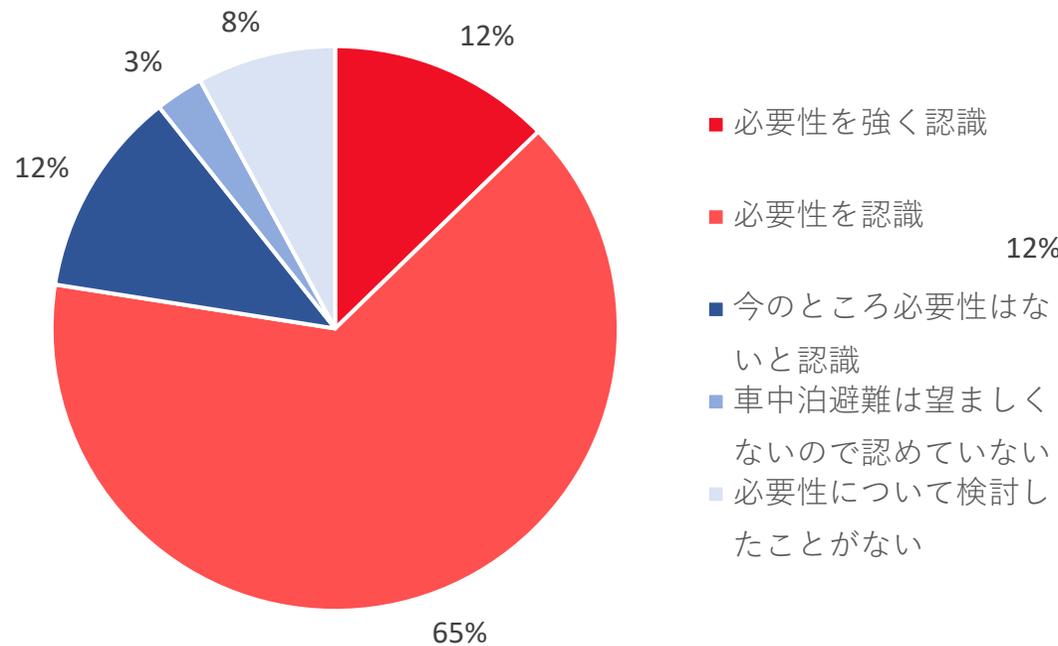
設問 必要性はない、望ましくないので認めていない、検討したことがない理由について教えてください。※該当するものすべてに✓





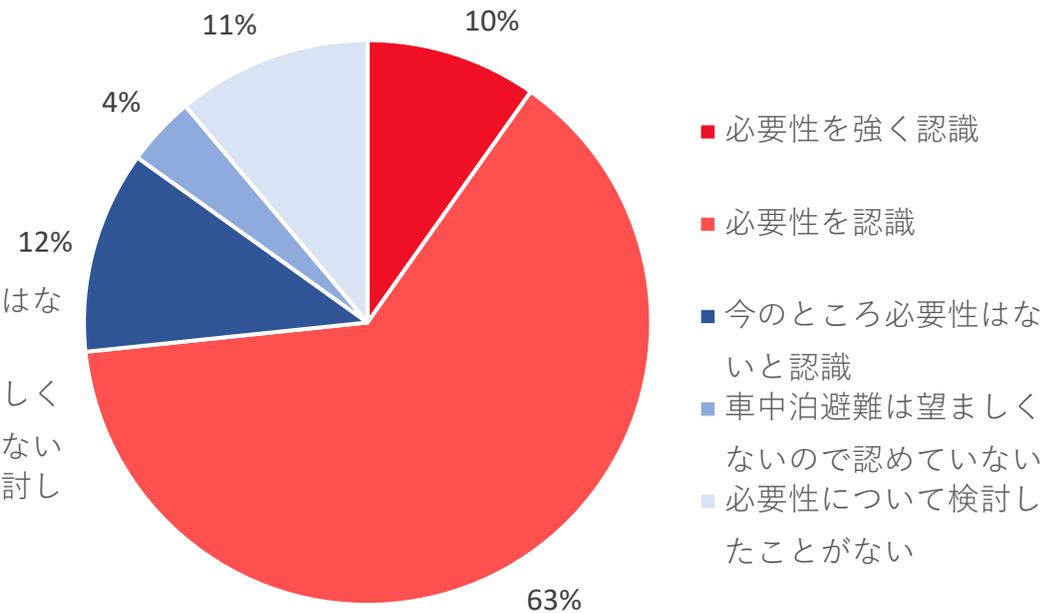
車中泊避難者支援の必要性の認識

【被災経験あり】 n=558



車中泊避難者支援の必要性の認識

【被災経験なし】 n=604



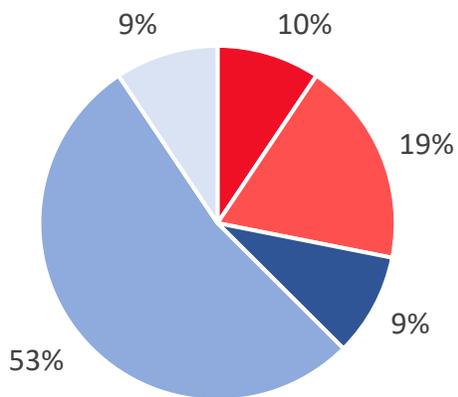
自治体規模と車中泊避難者支援の必要性の認識について



車中泊避難者支援の必要性の認識

【政令指定都市・特別区】 n=32

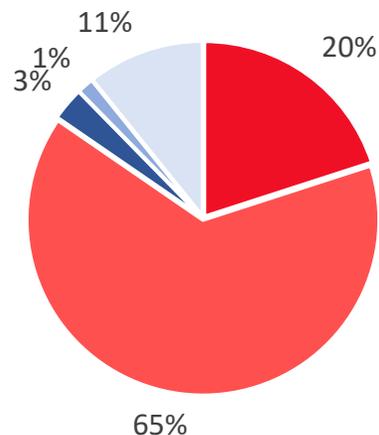
- 必要性を強く認識
- 必要性を認識
- 今のところ必要性はないと認識
- 車中泊避難は望ましくないので認めていない
- 必要性について検討したことがない



車中泊避難者支援の必要性の認識

【中核市・施行時特例市】 n=65

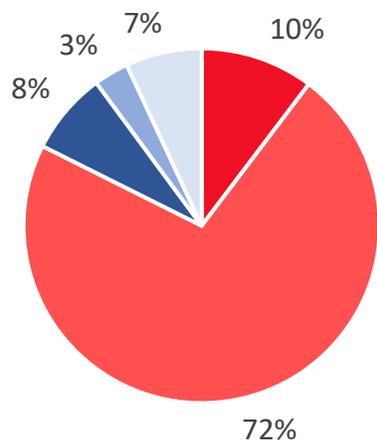
- 必要性を強く認識
- 必要性を認識
- 今のところ必要性はないと認識
- 車中泊避難は望ましくないので認めていない
- 必要性について検討したことがない



車中泊避難者支援の必要性の認識

【その他市】 n=506

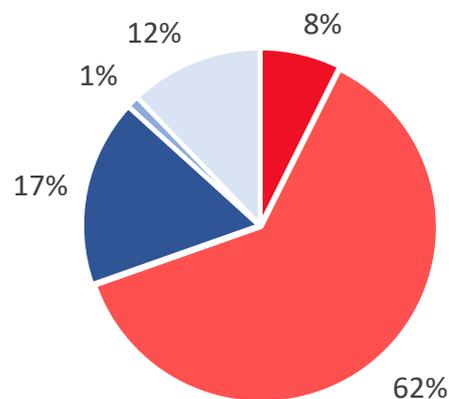
- 必要性を強く認識
- 必要性を認識
- 今のところ必要性はないと認識
- 車中泊避難は望ましくないので認めていない
- 必要性について検討したことがない



車中泊避難者支援の必要性の認識

【町村】 n=559

- 必要性を強く認識
- 必要性を認識
- 今のところ必要性はないと認識
- 車中泊避難は望ましくないので認めていない
- 必要性について検討したことがない



政令指定都市と特別区における必要性の認識について



車中泊避難者支援の必要性の認識

【政令指定都市】 n=15

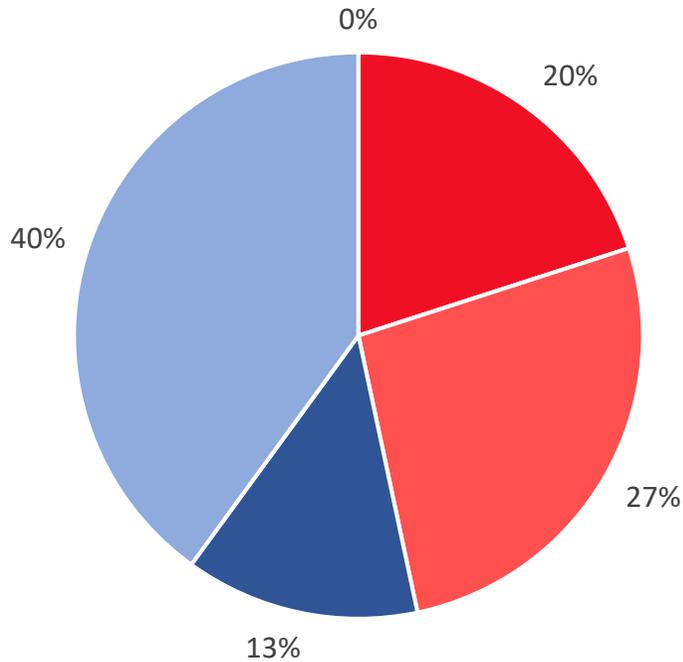
■ 必要性を強く認識

■ 必要性を認識

■ 今のところ必要性はないと認識

■ 車中泊避難は望ましくないので認めていない

■ 必要性について検討したことがない



車中泊避難者支援の必要性の認識

【特別区】 n=17

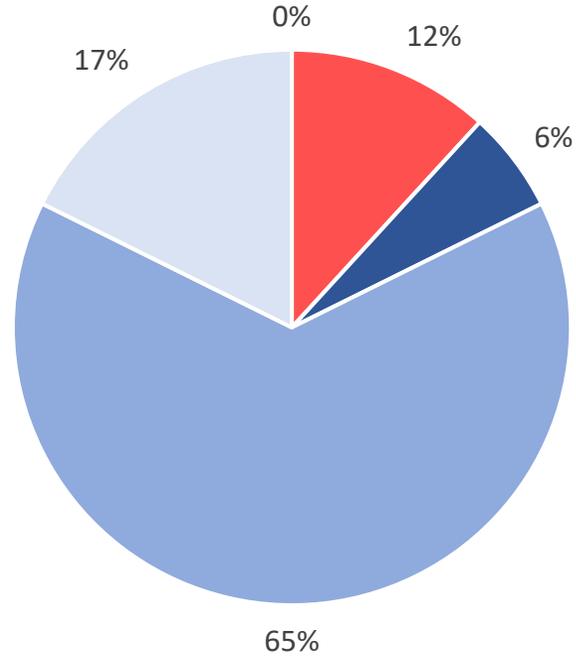
■ 必要性を強く認識

■ 必要性を認識

■ 今のところ必要性はないと認識

■ 車中泊避難は望ましくないので認めていない

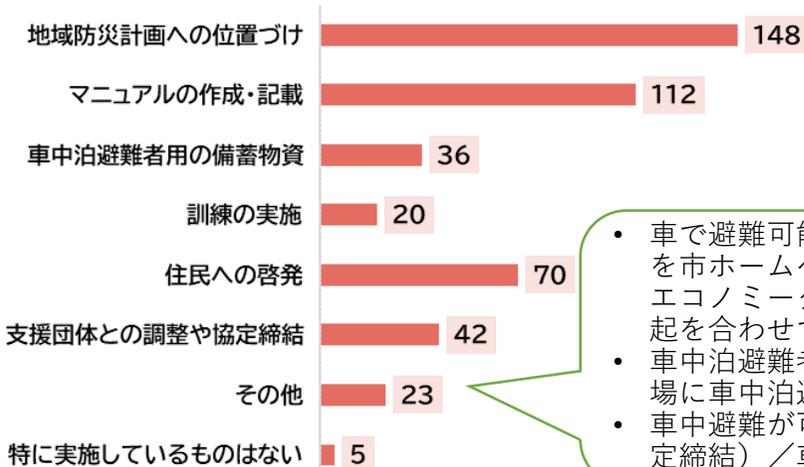
■ 必要性について検討したことがない



(4) 車中泊避難者への支援について

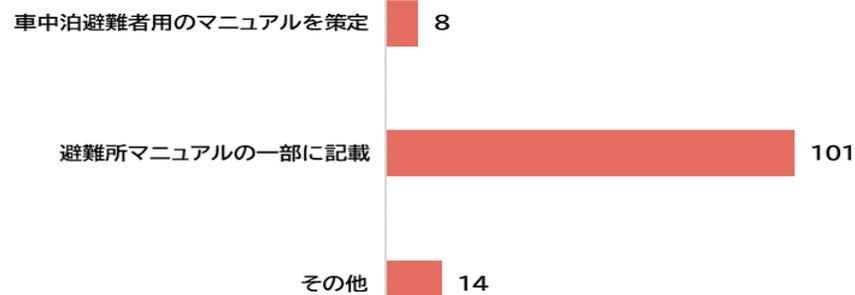


設問 車中泊避難者の支援のために平時より実施しているものを教えてください。※該当するものすべてに✓



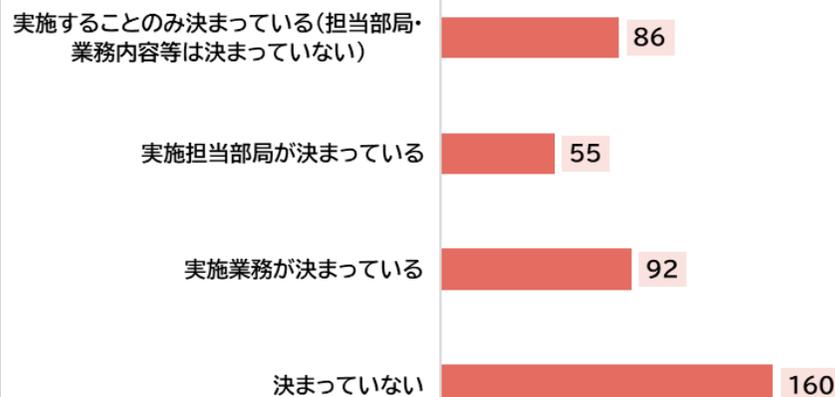
- 車で避難可能な指定緊急避難場所を市ホームページで公開しておりエコノミークラス症候群の注意喚起を合わせて実施している
- 車中泊避難者用の電源確保／駐車場に車中泊避難者用電源の確保
- 車中避難が可能な施設の確保（協定締結）／車中泊避難場所の指定

設問 マニュアルを作成・記載した場合、その内容※該当するものすべてに✓

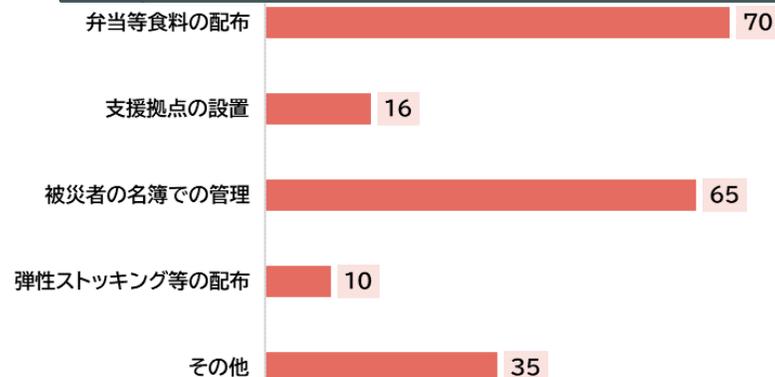


- 車中泊避難者用の避難場所を各避難所レイアウトに明記
- 学校施設を避難所として利用する場合の施設利用計画に位置付け
- 学校避難所運営協議会で各学校の運用も検討しつつ問題として話し合っている

設問 車中泊避難者の支援のための行政内の支援実施体制についてどの程度決まっているか教えてください。※該当するものすべてに✓



設問 実施業務が決まっている場合、その内容※該当するものすべてに✓



- 保健師等による巡回健康相談等
- エコノミー症候群防止のチラシを配布
- 車中泊避難者用の備蓄品の配備(簡易トイレ、保温用アルミシート等)
- 多くの車中泊者が集まる場所への、仮設トイレの設置

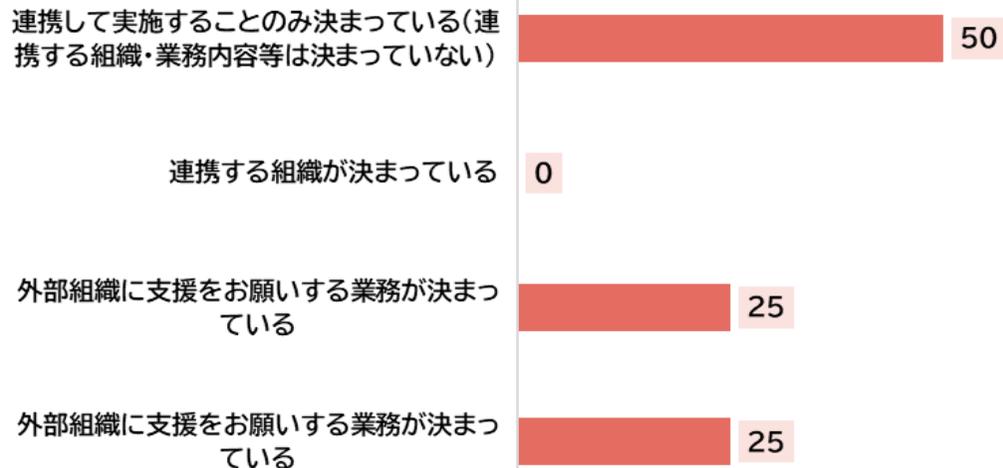
(4) 車中泊避難者への支援について



設
問

車中泊避難者支援のための行政外部の組織と連携した支援の実施体制について教えてください。

※該当するものすべてに✓



設
問

連携する組織が決まっている場合、その組織

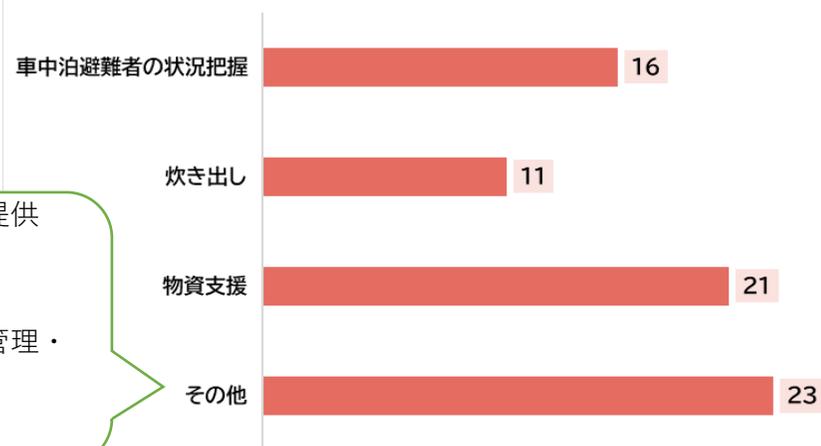
※該当するものすべてに✓



- 民間企業（運送会社／店舗駐車場の利用の協定／食糧、物資の提供、小売り業者 等）
- 消防団

設
問

外部組織に支援をお願いする業務が決まっている場合、その内容※該当するものすべてに✓



- 災害時車中泊避難用の駐車スペースの提供
- トイレ等の施設の利用
- 店舗施設等の利用
- 被災者法律相談業務
- 物資の配布、情報提供、避難者の体調管理・衛生管理、要配慮者への配慮
- 健康相談等
- エコノミー症候群予防ストレッチ 等

(4) 車中泊避難者への支援について

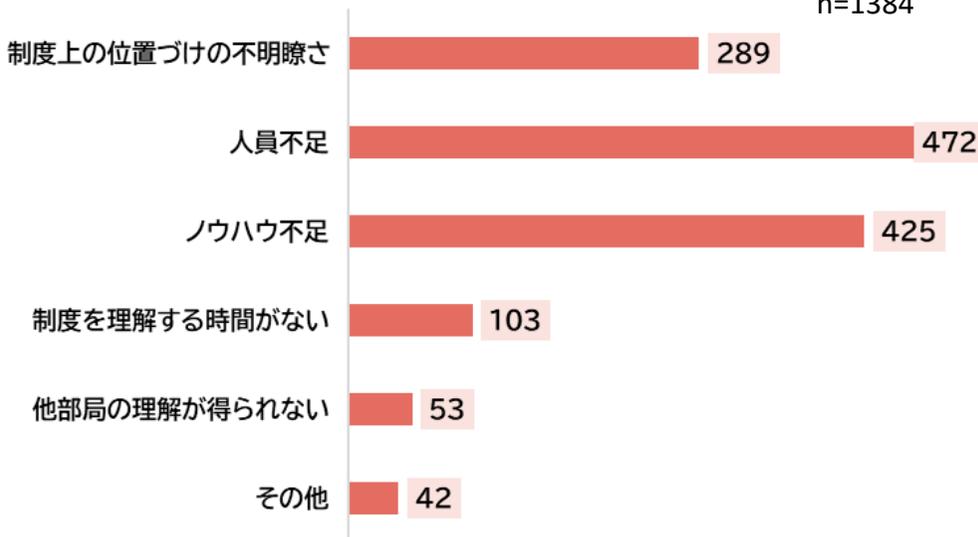


設
問

車中泊避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因として考えられるものについて教えてください。

※該当するものすべてに✓

n=1384



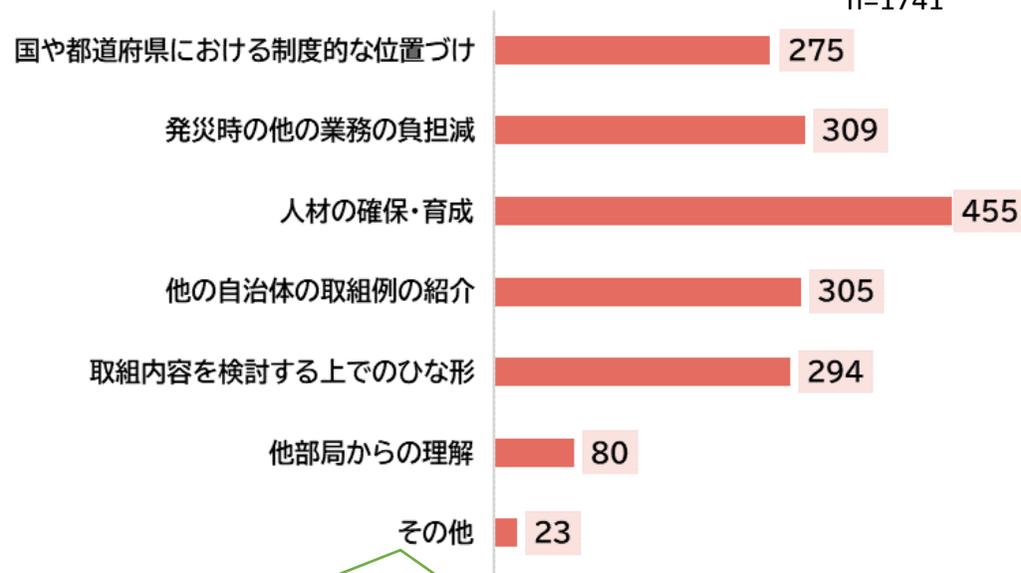
- 安全な車中泊場所の確保が難しい
- 大きな災害経験の不足による認識不足
- 指定避難所対応の優先度が高い
- 他の業務が優先され、検討が進まない
- 実態の把握が難しく検討が進まない
- 車中泊避難者の数や必要な支援の情報が不足
- 車中泊を市として認めていない
- 財政的な予算確保の困難

設
問

どのような点が解消すれば検討を進めることができると考えますか。

※該当するものすべてに✓

n=1741



- 国・県の管理するオープンスペースを広域に利用できるような制度設計
- 予算の確保
- 早期の避難行動の重要性を住民に啓発し、理解いただくこと
- 多様な災害に対して安全と認められるスペースの確保
- 通常時の業務量削減

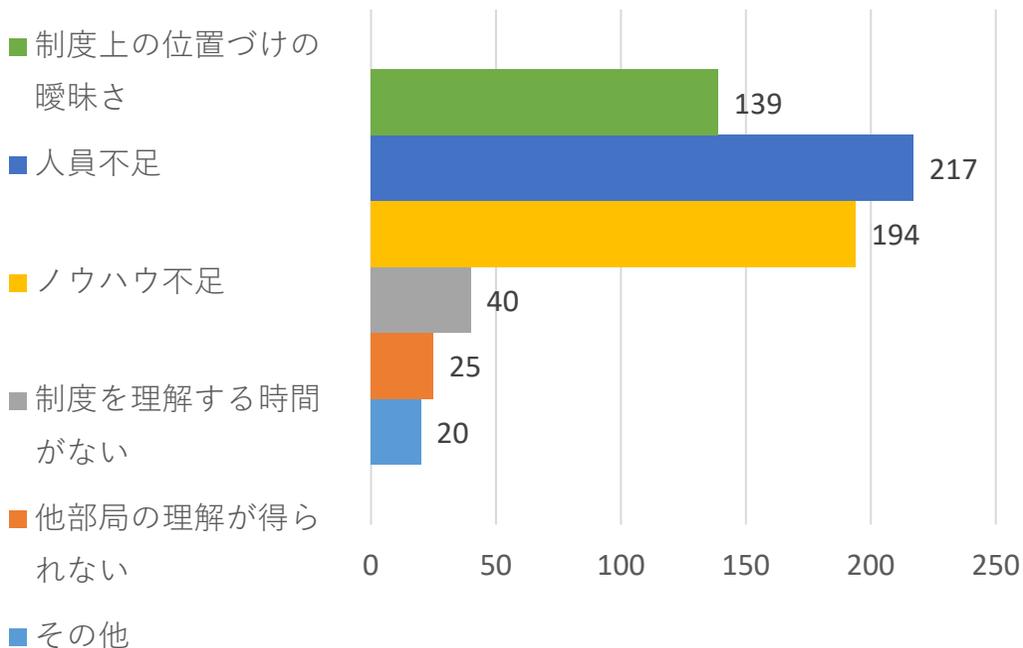
被災経験の有無と車中泊避難者支援が進まない理由について



車中泊避難者支援の取組が進まない理由

※複数回答可 n=635

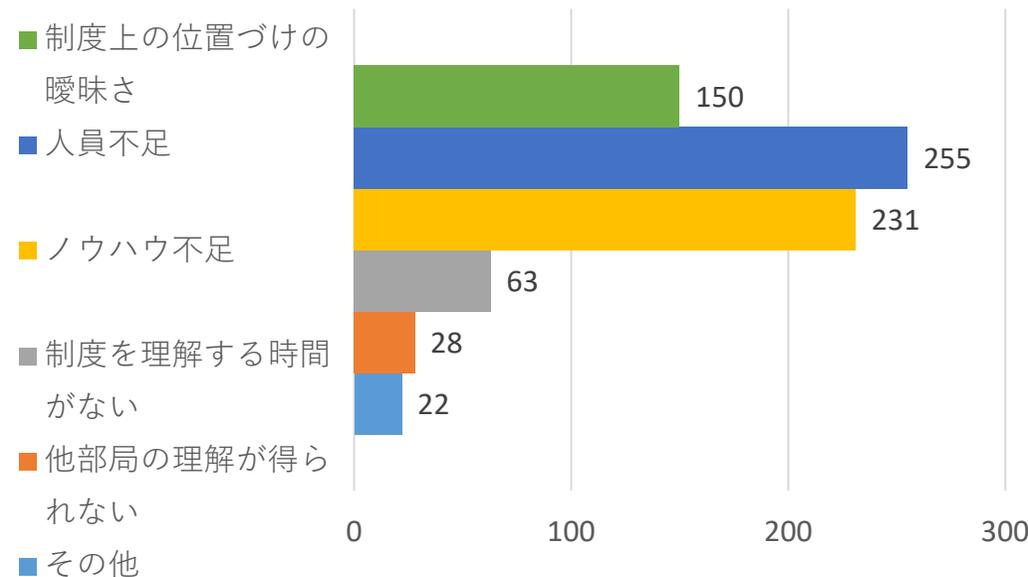
【被災経験あり】



車中泊避難者支援の取組が進まない理由

※複数回答可 n=749

【被災経験なし】

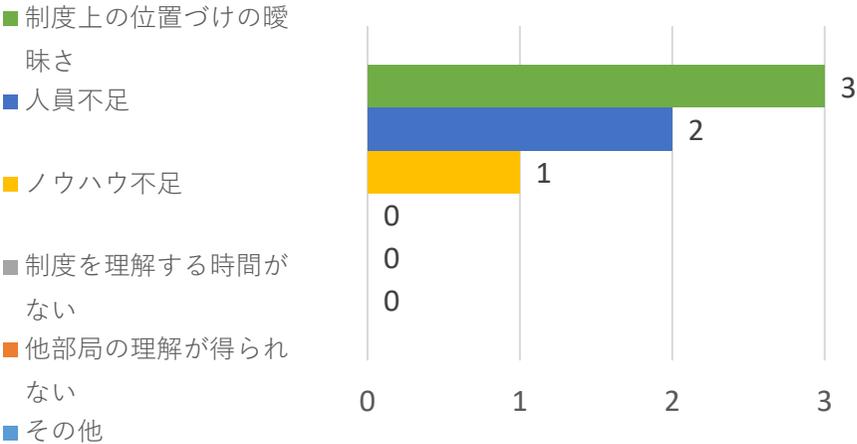


自治体規模と車中泊避難者支援が進まない理由について



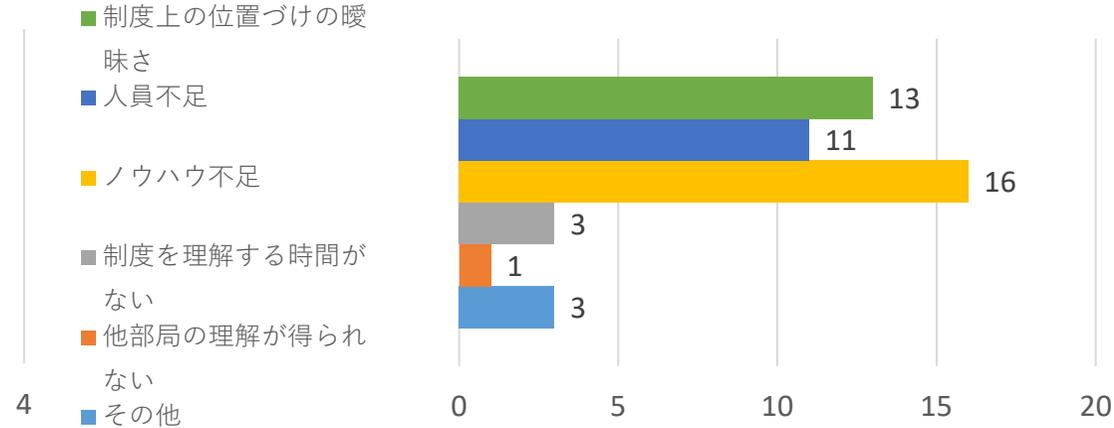
車中泊避難者支援の取組が進まない理由※複数回答可

【政令指定都市・特別区】 n=6



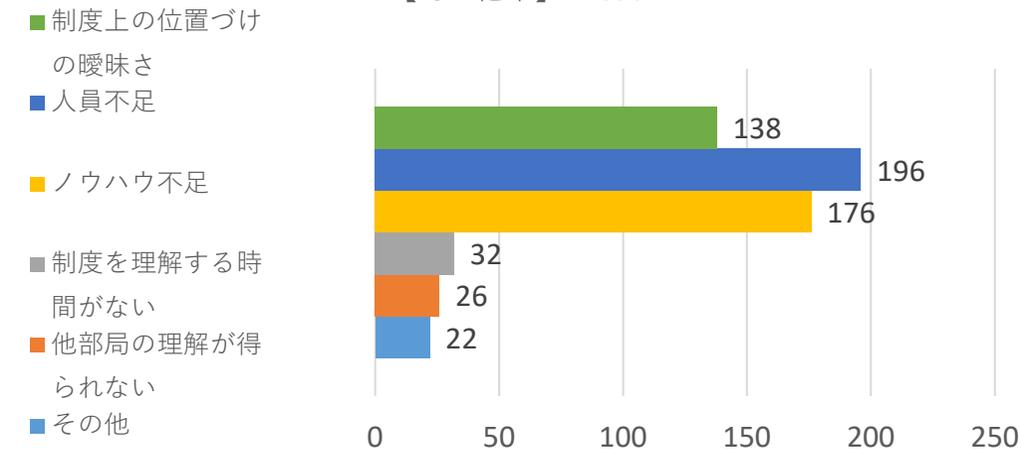
車中泊避難者支援の取組が進まない理由※複数回答可

【中核市・施行時特例市】 n=47



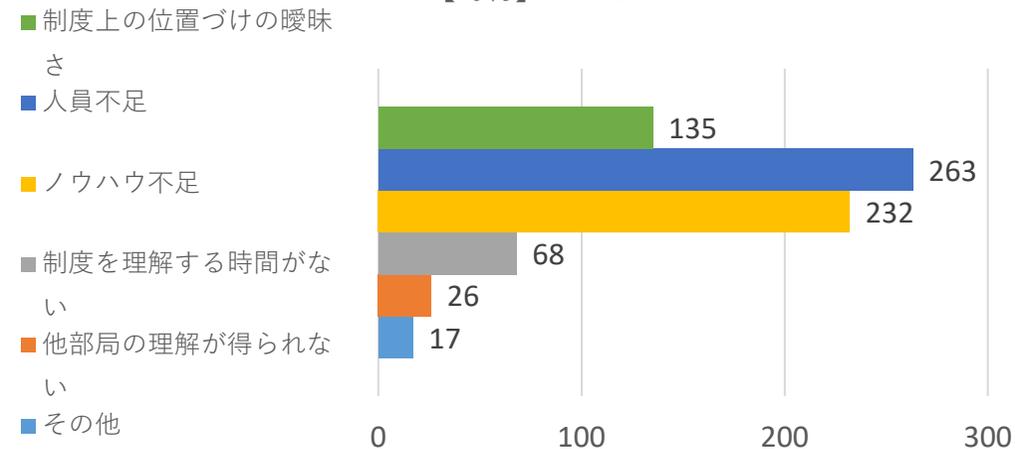
車中泊避難者支援の取組が進まない理由※複数回答可

【その他市】 n=590



車中泊避難者支援の取組が進まない理由※複数回答可

【町村】 n=741



(5) その他：在宅避難者支援、車中泊避難者支援に関する意見



1. 制度的な問題

- ・ 災害対策基本法や災害救助法に記載がなく、在宅避難者や車中泊避難の定義も不明確である
- ・ 国や県において制度的な位置づけを行ったとしても、想定数を把握する調査方法や支援策が示されていないと全国的に取り扱いにばらつきが生じる
- ・ 自治体も限られた職員で避難所開設（開設初期の運営を含む）を行うため、原則として指定避難所に避難してもらうことが望ましい。ただし、ペット等がいるために避難を遠慮していることはあり得るが、現実としてペット同伴避難は難しい面があるので、このあたりは国に一律的な方針を出してほしい

2. 支援体制の検討

- ・ 在宅避難者や車中泊避難者への保健師や行政職員の巡回は現実的ではなく自治体への負担を最小限に仕組みを検討するべき
- ・ 在宅避難者、車中泊避難者は自己判断による基づくものであり、公的支援についてはプッシュ型ではなくプル型支援で行うべき
- ・ 全国共通のツールが欲しい
- ・ 在宅避難者の把握が課題
- ・ 南海トラフ地震発生時の被害想定を見直す際に、在宅・車中泊の避難者数を想定できるのならお願いしたい

3. 財政負担／職員の不足

- ・ 地方が負うべき財政負担に理解が不足
- ・ 災害時における避難者拡大に伴う地方の財政負担への理解が必要
- ・ 災害時における避難者として取り扱われる者の拡大が考えられているようだが、それに伴い地方が負うべき財政負担を理解していないように考えられる
- ・ 車中泊用駐車場の屋外トイレの整備（財源措置）が必要
- ・ 職員一人一人も兼務している業務が多い中、災害時に在宅避難者支援、車中泊避難者支援ほどのくらいの職員が対応できるか見当もつかない

4. その他

- ・ 支援実施体制があるが実効性向上のために先例市の状況や制度を研究し、関係機関との調整が必要
- ・ 在宅避難者の申出がないと把握できないため周知が必要
- ・ 在宅避難者支援について、どこまでの方に必要なものなのか線引きが難しい
- ・ 津波災害の避難行動は徒歩を原則とする防災基本計画との整合性が疑問

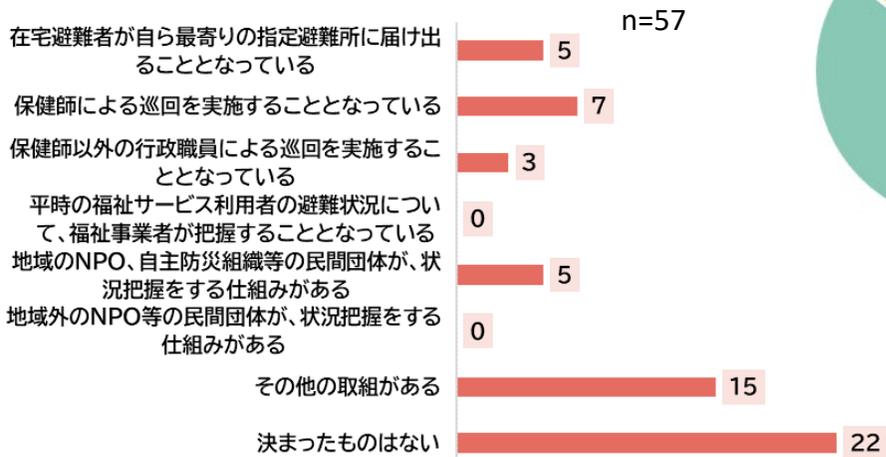
都道府県向けについて

(1) 避難所以外の避難者の状況把握の方法について



設問

在宅避難者の把握方法について決めているもの（都道府県として方針を示しているもの）があれば教えてください。
※該当するものすべてに✓

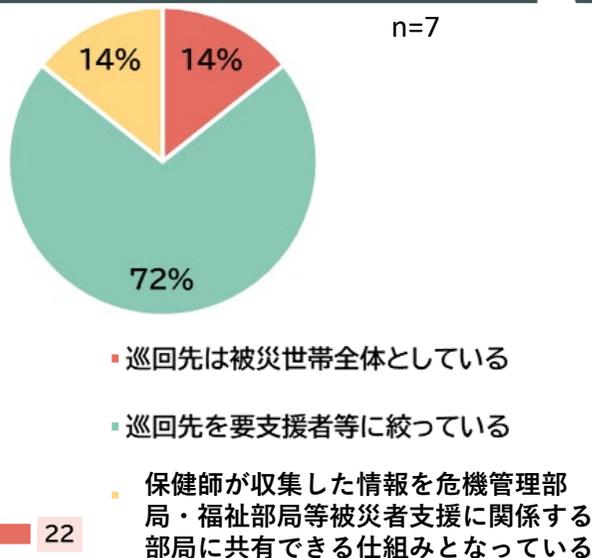


その他の取組

- 市町村向けに県が作成した、市町村避難所運営マニュアル作成モデルにおいて、市町村の主な役割に記載している
- 県、市町村が利用する防災システムに、避難所外避難者自らがスマートフォン等から情報を入力することにより、状況把握する機能を搭載
- 在宅避難者の組織に対し、名簿の作成、必要な食事・物資数、在宅の要配慮者の情報と支援が必要か否か等の取りまとめを依頼
- 災害時保健活動として、各フェーズに応じた要配慮者等への保健活動を実施するよう「県災害時保健活動ガイドライン」（保健師・栄養士が活用）に明記。

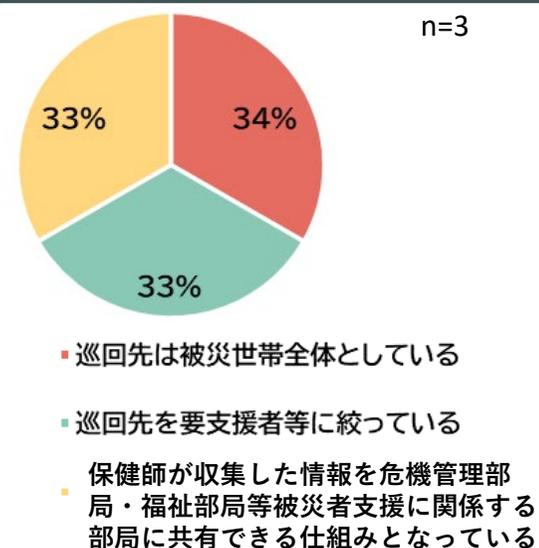
設問

保健師による巡回を実施することとなっている場合の巡回先



設問

保健師以外の行政職員による巡回を実施することとなっている場合の巡回先



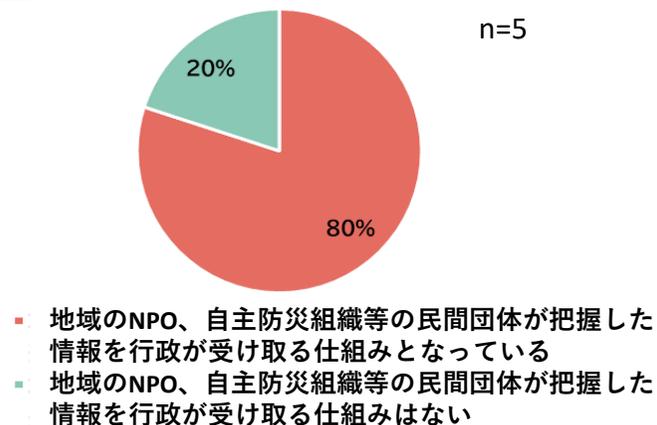
設問

平時の福祉サービス利用者の避難状況について、福祉事業者が把握することとなっている場合の情報の取扱い

※該当団体なし

設問

地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が、状況把握をする仕組みがある場合の情報の取扱い



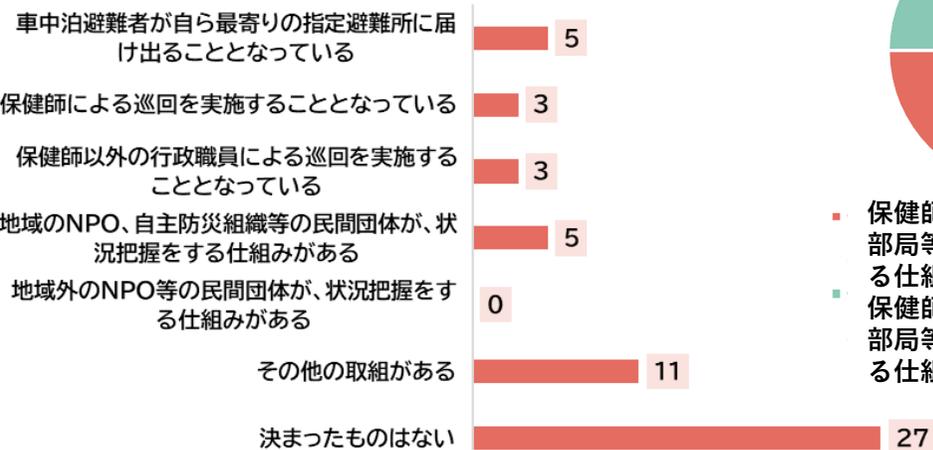
(1) 避難所以外の避難者の状況把握の方法について



設
問

車中泊避難者の把握方法について決めているもの（都道府県として方針を示しているもの）があれば教えてください。※該当するものすべてに✓

n=54



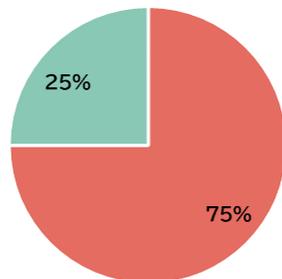
その他の取組

- 避難所開設に関する広報活動の際などに、車中の避難者に対して、避難所への申し出を呼びかける
- 避難所の車中泊者に対して、避難所の被災者管理班、情報班と連携の上、各種情報の収集と提供を実施
- 県避難所運営マニュアル作成指針において、車中泊対策として、「市町村や警察・消防、保健師のほか、自主防災組織や消防団等の地域住民による巡回及びNPOやボランティアなどの協力により、避難者の実態把握・安否確認を行う。」と記載。

設
問

保健師による巡回を実施することとなっている場合の共有の仕組み

n=4

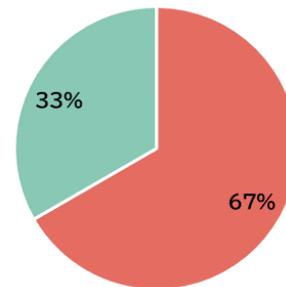


- 保健師が収集した情報を危機管理部局・福祉部局等被災者支援に関係する部局に共有できる仕組みとなっている
- 保健師が収集した情報を危機管理部局・福祉部局等被災者支援に関係する部局に共有できない仕組みはない

設
問

保健師以外の行政職員による巡回を実施することとなっている場合の共有の仕組み

n=3

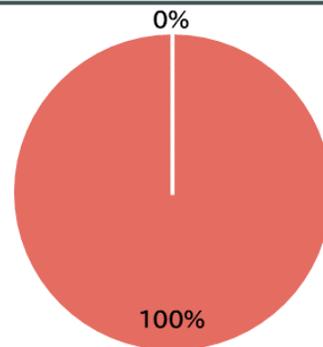


- 職員が収集した情報を危機管理部局・福祉部局等被災者支援に関係する部局に共有できる仕組みとなっている
- 職員が収集した情報を危機管理部局・福祉部局等被災者支援に関係する部局に共有できない仕組みはない

設
問

地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が、状況把握をする仕組みがある場合の情報の取扱い

n=4



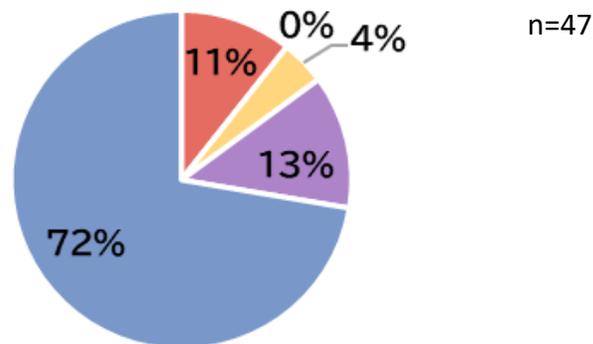
- 地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が把握した情報を行政が受け取る仕組みとなっている
- 地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が把握した情報を行政が受け取る仕組みはない

(2) 避難所以外の避難者の状況把握の方法について



設問

これらの状況把握を実施する際の調査票のフォーマットが決まっているか教えてください。



- 保健師が使用する調査票が決まっている
- 保健・医療・福祉関係者が共通して使用する調査票が決まっている
- 自治体内で関係者が共通して使用する調査票が決まっている
- その他の取組がある
- 決まったものはない

その他の取組

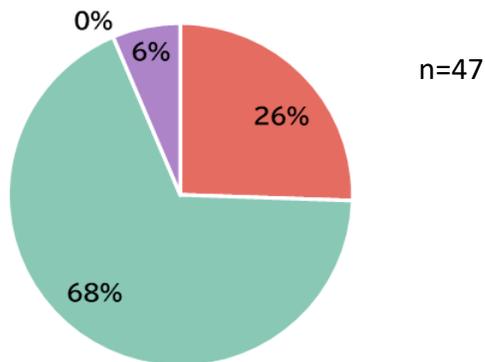
- モデルに在宅を含む避難者名簿及び健康状況調査様式のひな型を掲載している。
- 「県災害時保健師活動ガイドライン」に基づき、災害時の各活動の記録様式については、令和2年3月に発行された「災害時の保健活動推進マニュアル」(日本公衆衛生協会/全国保健師長会発行)を参考として活用することとしている。
- 避難所マニュアルで様式例を定めている
- 被災状況等を鑑み、事前に定めている基本様式を元に、実施区市町村と調整の上、調査項目や調査様式を定めることとしている
- 把握した際は、避難者カード、避難者名簿、被災者台帳等に整理する。
- 県避難所運営マニュアル作成モデルへ様式を掲載

(2) 在宅避難者の支援の取組について



設問

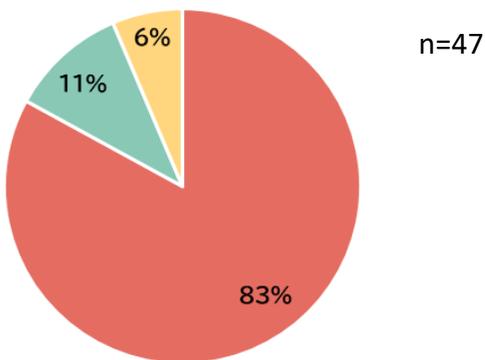
災害時の在宅避難者の支援の必要性について自治体としてどのように認識していますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。



- 必要性を強く認識
- 必要性を認識
- 今のところ必要性はないと認識
- 必要性について検討したことがない

設問

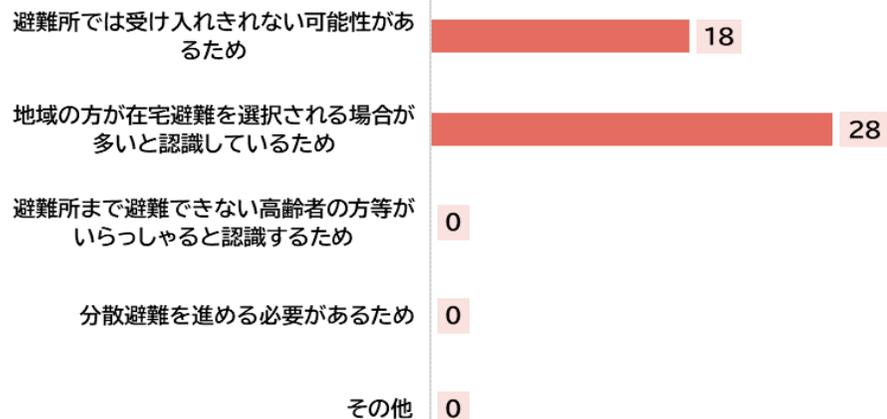
在宅避難者の支援について、平時から支援の実施に向けた取組を行っていますか。



- はい
- いいえ
- 回答なし

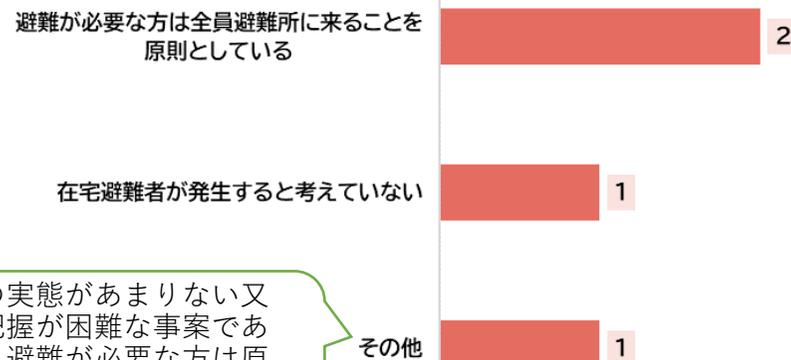
設問

必要性を強く認識、必要性を認識している理由を教えてください。※該当するものすべてに✓



設問

必要性はない、検討したことがない理由について教えてください。※該当するものすべてに✓

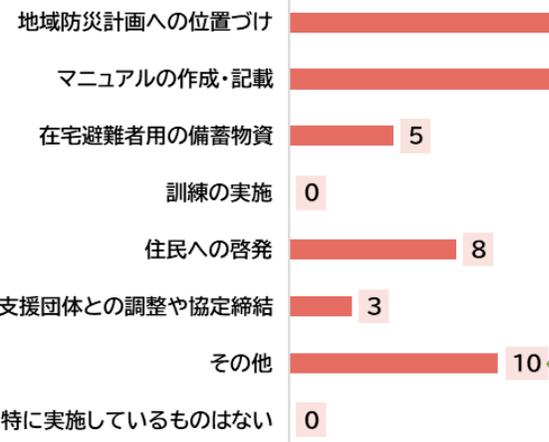


- 県内での実態があまりない又は実態把握が困難な事案であるため。避難が必要な方は原則避難所へ避難してもらうこととしているため

(2) 在宅避難者の支援の取組について

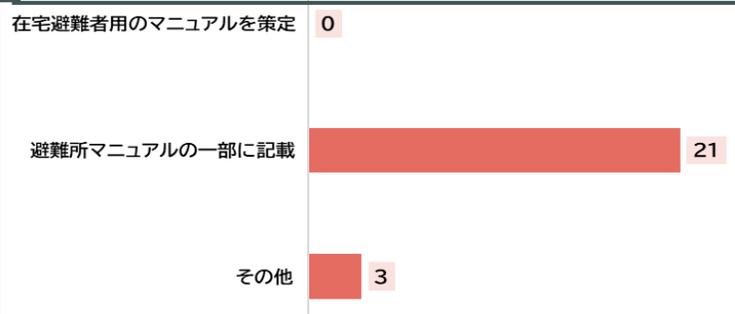


設問 在宅避難者の支援のために平時から実施しているものを教えてください。※該当するものすべてに✓



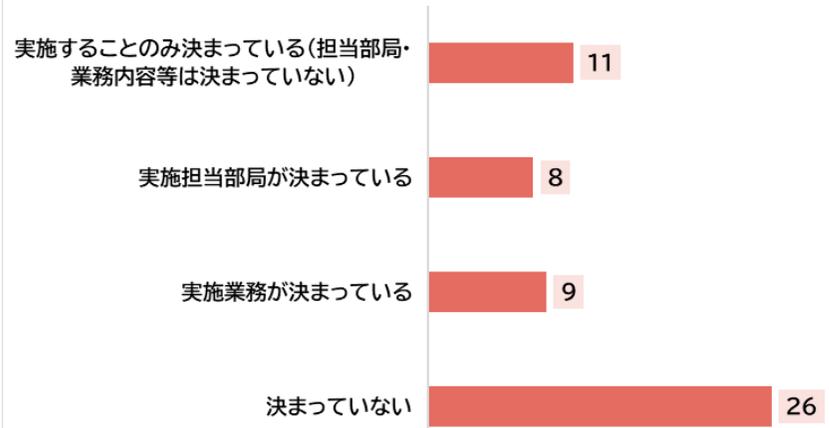
- ・ マンション防災に係る研修会の開催
- ・ 市町村向けの研修を実施予定
- ・ 在宅避難に関する啓発カードを作成し、県HP上で公開
- ・ 平時の避難意識と災害時の避難行動の関係性を調査・分析し、適切な避難行動に結びつく施策検討を行っている。

設問 マニュアルを作成・記載した場合、その内容 ※該当するものすべてに✓

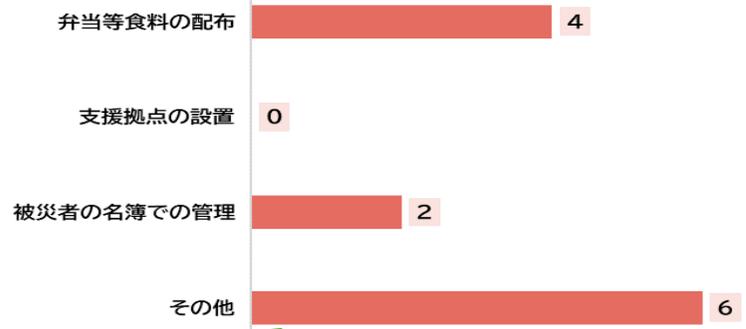


- ・ 県避難行動要支援者対策推進のための指針に記載
- ・ 自宅で生活する災害時要配慮者に対し、生活が困難にならないよう情報を的確に伝達するとともに、必要な物資や福祉サービス等の提供を十分に行うよう区市町村向けの指針に定めている

設問 在宅避難者の支援のため行政内の支援実施体制についてどの程度決まっているか教えてください。※該当するものすべてに✓



設問 実施業務が決まっている場合、その内容 ※該当するものすべてに✓



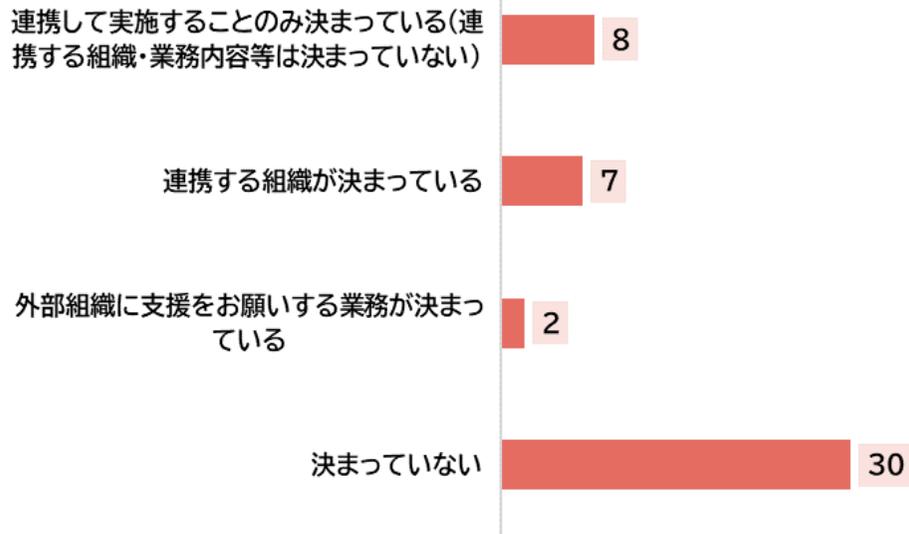
- ・ 市町村が在宅避難者の把握・支援を実施するにあたって必要な助言や状況に応じた物資・職員派遣等
- ・ 県、市町村が利用する防災システムにおいて、避難所外避難者の状況を把握
- ・ 保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供
- ・ インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等

(2) 在宅避難者の支援の取組について



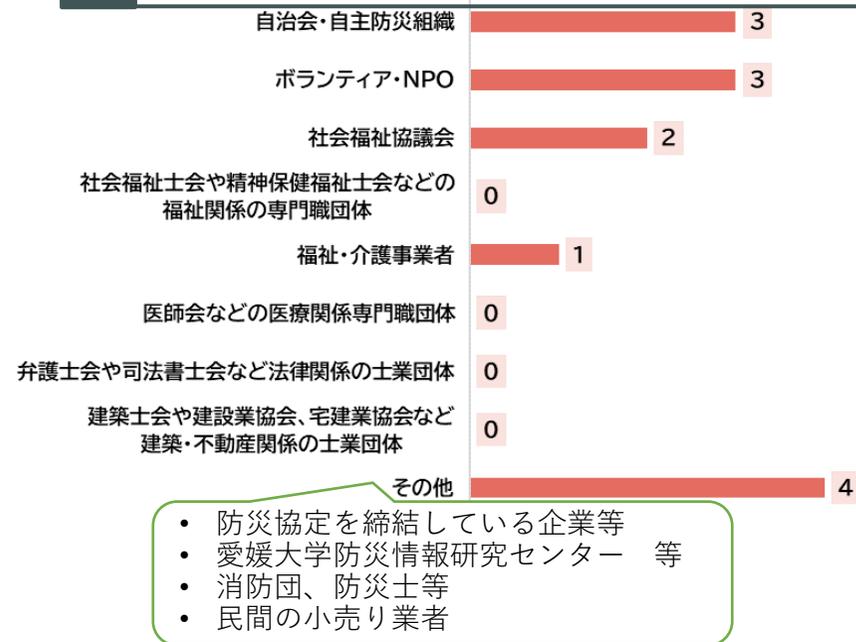
設
問

在宅避難者の支援のための行政外部の組織と連携した支援の実施体制について教えてください。
※該当するものすべてに✓



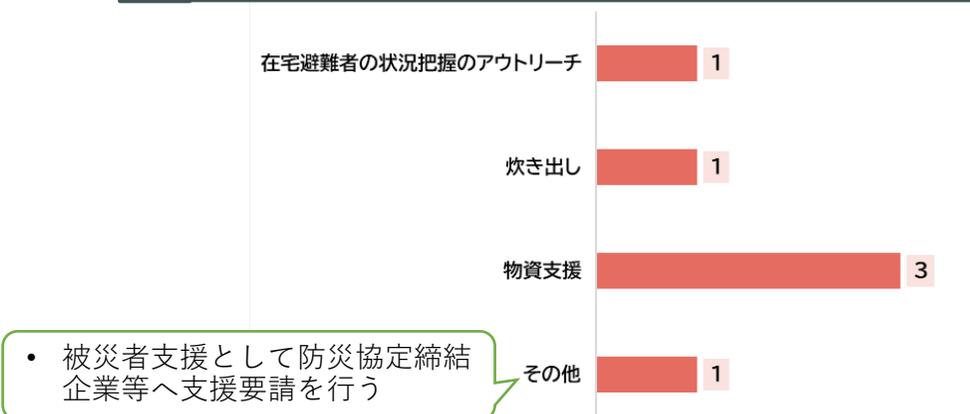
設
問

連携する組織が決まっている場合、その組織
※該当するものすべてに✓



設
問

外部組織に支援をお願いする業務が決まっている場合、その内容※該当するものすべてに✓



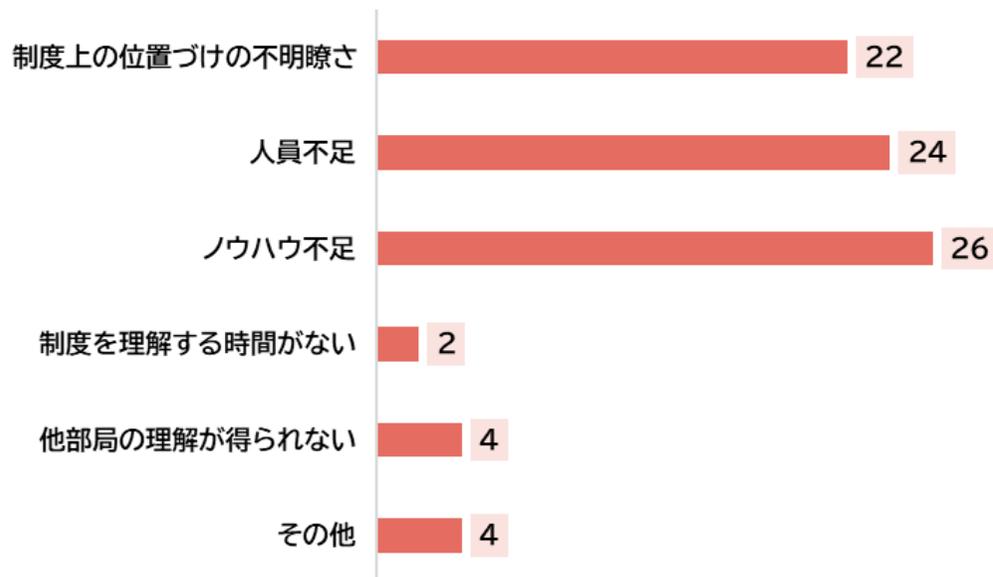
(2) 在宅避難者の支援の取組について



設
問

在宅避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因として考えられるものについて教えてください。

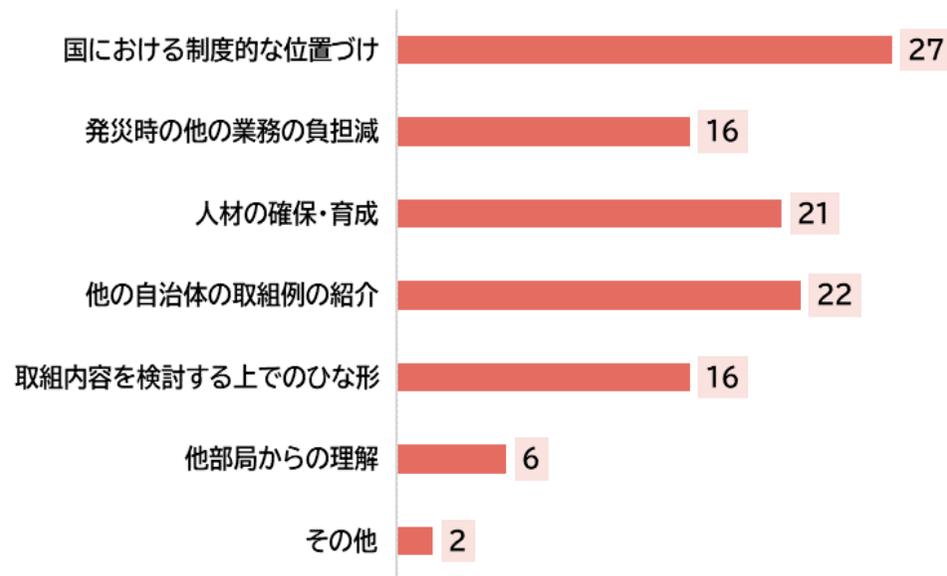
※該当するものすべてに✓



- 市町村において、在宅避難者の情報は把握することとしている。
※県地域防災計画に明記
- 在宅避難者の把握、健康管理、情報提供、物資提供等、支援に当たって必要な事項はある程度列挙できるものの、県としてどのような役割分担をもって、こういったメニューでの支援をするか等の詳細に検討には至っていない。また、市町村により支援の実施体制が異なり、かつ、避難所に関する環境整備にリソースが集中している面がある印象。
- 災害救助法において食料等は避難所まで取りに来るなど、避難所への避難を前提とする法令の立て付けそのもの
- 支援実施体制の検討などは、市町の役割であるため。

設
問

在宅避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因についてどのような点が解消すれば検討を進めることができると考えますか。※該当するものすべてに✓



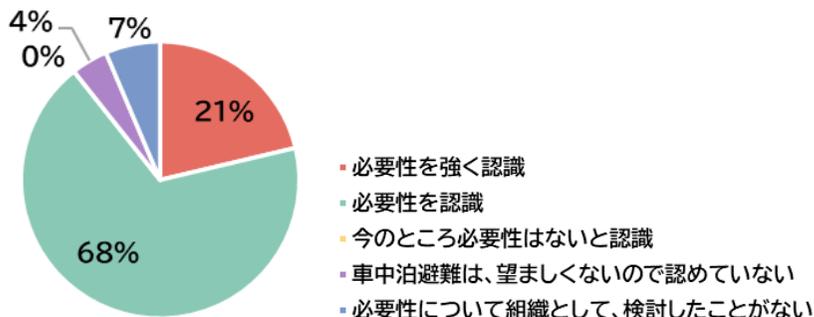
- 災害救助法において食料等の避難所外への配布等、災害救助法が適用する「避難」の範囲を拡大すること
- 支援実施体制の検討などは、市町の役割であると認識。

(3) 車中泊避難者への支援について



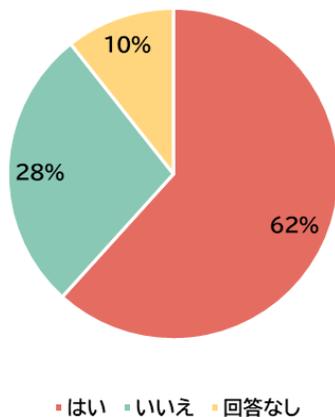
設問

災害時の車中泊避難者の支援の必要性について自治体としてどのように認識していますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。



設問

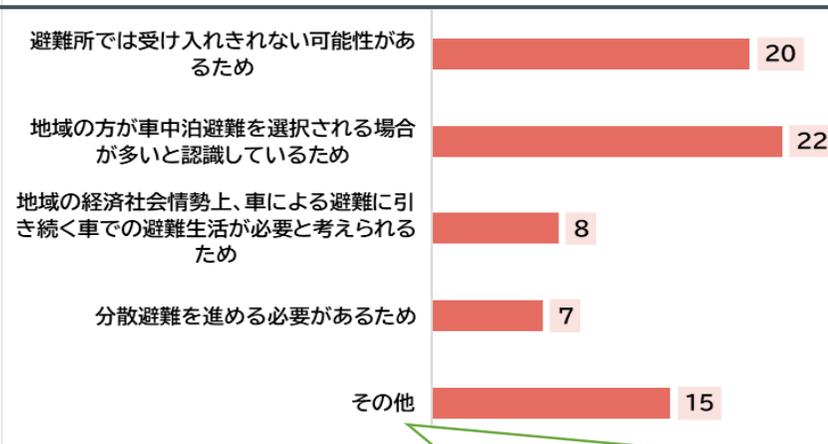
車中泊避難者の支援について、平時から支援の実施に向けた取組を行っていますか。



- 震災対策条例により車両での避難を禁止している
- 大震災発生時は人命救助や消火活動等のため、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- 緊急自動車専用路の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと

設問

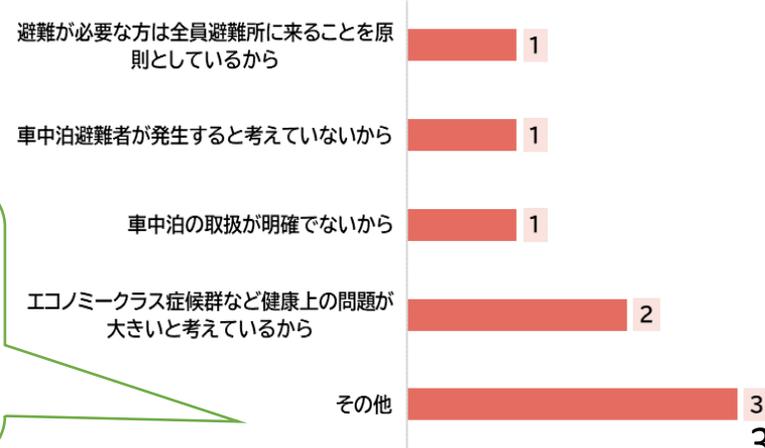
必要性を強く認識、必要性を認識している理由を教えてください。※該当するものすべてに✓



- 在宅避難者と同様に支援する必要があると考えるため
- 避難所において、一定程度の車中泊が見込まれるため（感染防止、乳幼児や障害児者同伴、ペット同伴）
- エコノミークラス症候群など健康上の問題が大きいと考えているため

設問

必要性はない、望ましくないの理由について教えてください。※該当するものすべてに✓



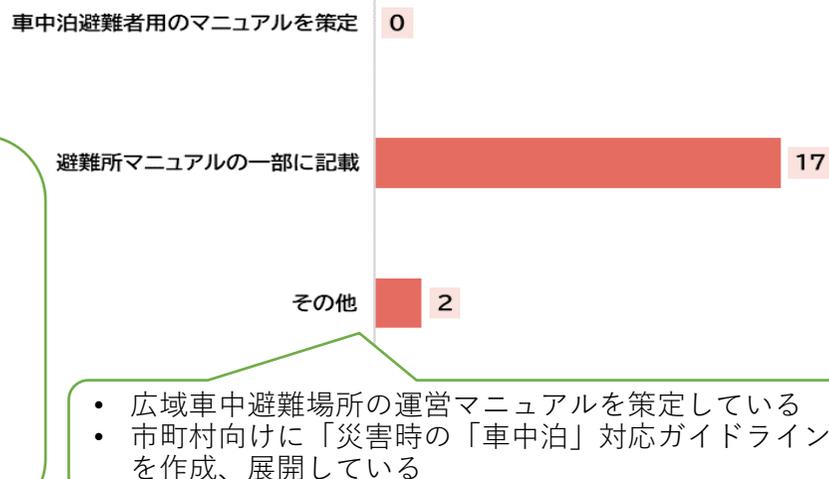
(3) 車中泊避難者への支援について



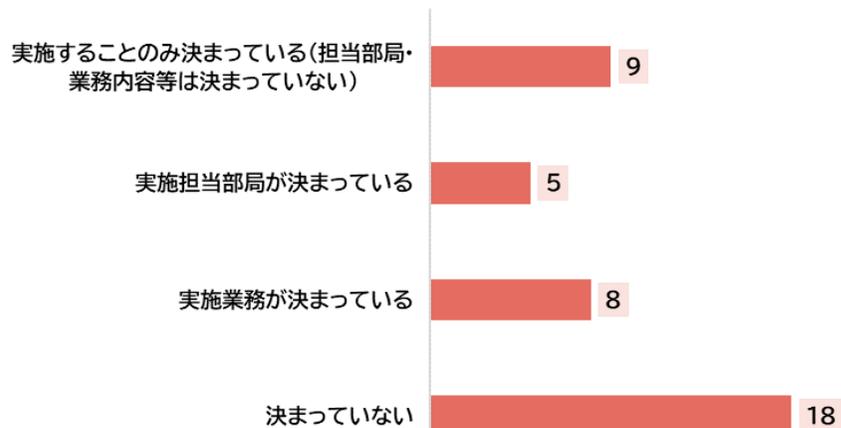
設問 車中泊避難者の支援のために平時より実施しているものを教えてください。※該当するものすべてに✓



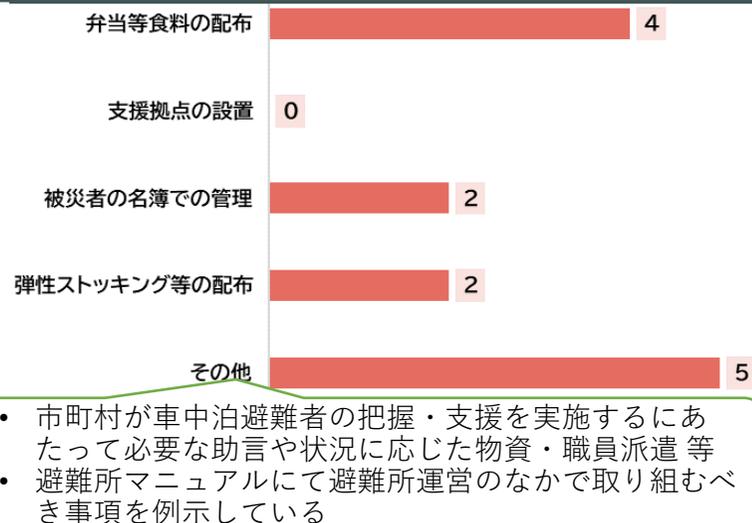
設問 マニュアルを作成・記載した場合、その内容 ※該当するものすべてに✓



設問 車中泊避難者の支援のための行政内の支援実施体制についての程度が決まっているか教えてください。※該当するものすべてに✓



設問 実施業務が決まっている場合、その内容 ※該当するものすべてに✓

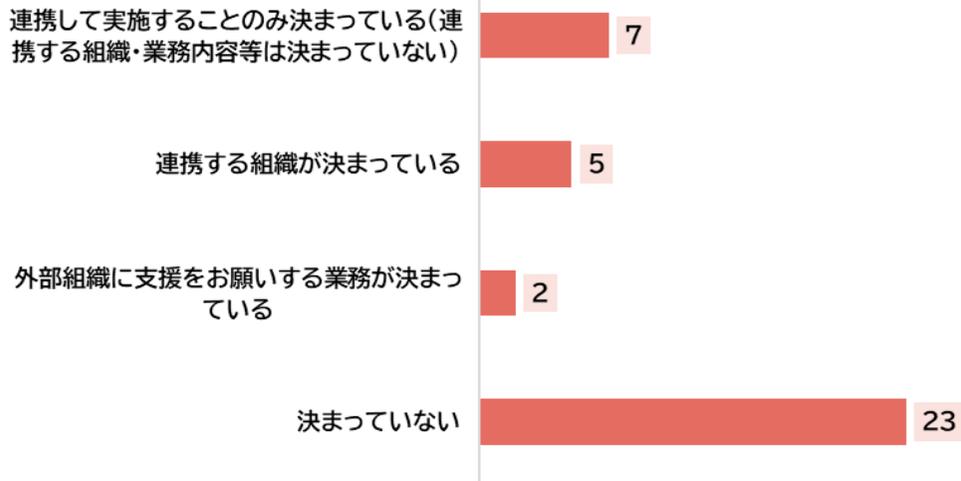


(3) 車中泊避難者への支援について



設
問

車中泊避難者支援のための行政外部の組織と連携した支援の実施体制について教えてください。
※該当するものすべてに✓



設
問

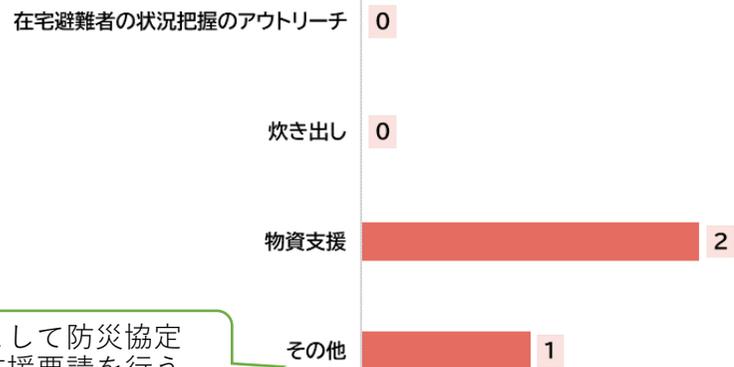
連携する組織が決まっている場合、その組織
※該当するものすべてに✓



- 警備業協会（広域車中避難場所が開設された場合）
- 防災協定を締結している企業等
- 消防団、防災士等
- 民間の小売業者

設
問

外部組織に支援をお願いする業務が決まっている場合、その内容
※該当するものすべてに✓



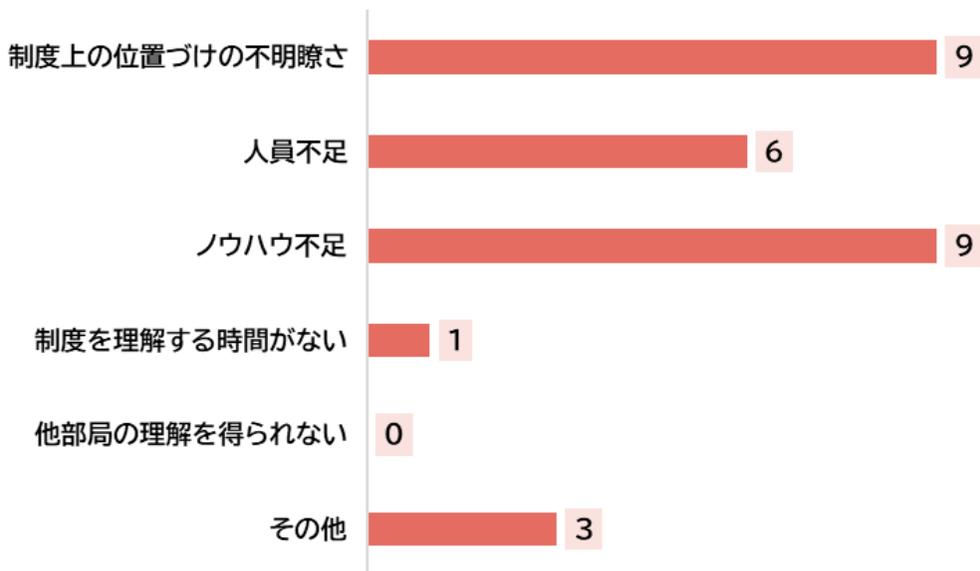
- 被災者支援として防災協定締結企業へ支援要請を行う

(3) 車中泊避難者への支援について



設問

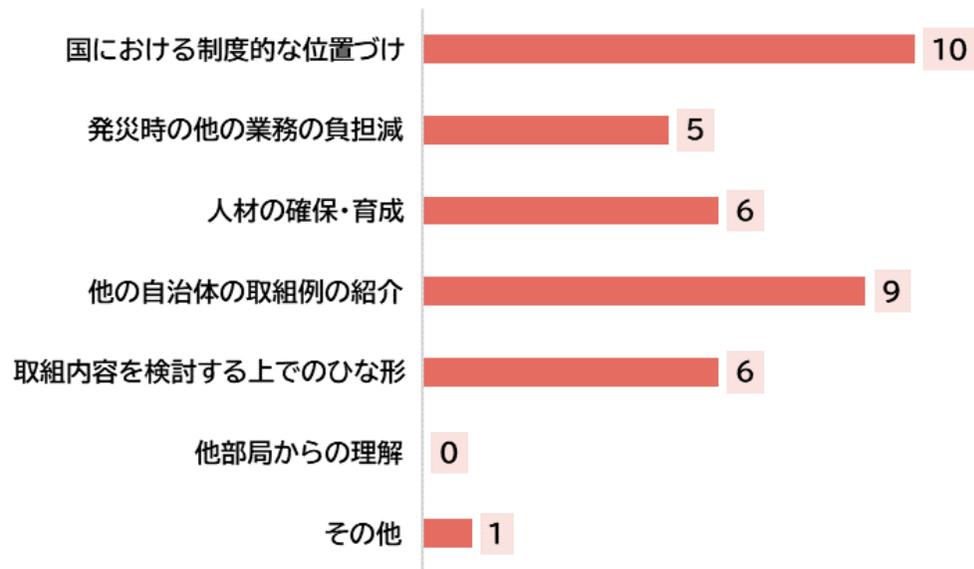
車中泊避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因として考えられるものについて教えてください。※該当するものすべてに✓



- 車中泊避難者支援を検討するためのニーズが把握できていない
- 在宅避難者への支援と同様と認識しているため
- 状況把握の困難や健康への影響など考慮すべき点が多いため

設問

車中泊避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因について、どのような点が解消すれば検討を進めることができると考えますか。※該当するものすべてに✓



- 関係機関の連携による状況把握

(4) その他：在宅避難者支援、車中泊避難者支援に関する意見



- 今後、在宅避難者や車中避難者も含め、被災者一人ひとりに寄り添った支援に向け、平時からの連携体制の整備や具体的な役割分担等の検討を進める
- 特に車中泊については、市町村の特性の違いなどにより賛否がわかれ、県としても具体的な指針の提示や支援に苦慮しているところ。また、体系化された支援に係るノウハウ等もできていないものと考えている。国で実施の検討会の状況等を踏まえ、ガイドライン等をお示しいただけるとありがたい。
- 車中泊避難は、エコノミークラス症候群のリスクが高いため望ましくはないが、車中泊避難を選択される方は出てくると考えられるため、エコノミークラス症候群の予防などの支援が必要と考えている
- 車中泊避難について、数年前までは内閣府への質問への回答も車中泊避難は基本認めていないと回答を得ていたと思う。その流れから県としても車中泊避難についてどうすべきか方針が決まらないまま、市町は車中泊避難者用スペースを整備したりと進めているところもあり、いびつな形になっていると感じている
- 防災基本計画に、講じるべき対策などを明記していただきたい
- 配慮が必要となる在宅避難者を支えるため、ケアマネや民生委員だけでなく、住民同志の助け合いが必要となるため、平時から在宅避難者支援について、自主防災組織等と連携しておく。
- 車中泊避難者の健康被害を防止するため、保健師等の専門職だけでなく、避難所を運営する市町職員や地域住民にエコノミークラス症候群の危険性等を認識してもらい、避難所運営マニュアルに車中泊避難者への声掛けや見守り支援を記載する
- 在宅避難者・車中泊避難者の状況把握について、官民連携での対応が必要であると考えており、本県では災害時に連携する団体と「被災者支援推進ネットワーク会議」を作っている。連携する各団体の役割分担を整理し、縦割りにならないよう、どのようにつないでいくかが課題になると考える。
- 「車中泊避難」については、「車中泊避難所」の指定も検討されているところであり、指定を行うことが却って、「車中泊避難」を促進してしまう可能性も十分に考えられる。また、地方では都市部に比べ、日常生活における自動車への依存が高いため、より一層の慎重な対応が必要となると思われる。
- 新型コロナウイルス感染症においても、多数の「在宅療養者」が発生し、療養支援を実施してきたところであり、こうした経験を活かした方策の検討も考えられるのではないかと。
- 「在宅避難」及び「車中避難」取り組んでいくに当たっての勉強会や先進事例の紹介をお願いしたい。
- DX、デジタル化が極めて効果的に働くことが期待される課題であることから、全国で活用できるブレイクスルー技術の普及を期待します。



（状況把握について）

- ・在宅避難者、車中泊避難者ともに、把握の方法について、決まったものはないという自治体が大多数であった。決まっていると回答した自治体のうち、在宅避難者については、「在宅避難者が自ら最寄りの指定避難所に届け出ることとなっている」、「保健師による巡回を実施することとなっている」、「地域のNPO、自主防災組織等の民間団体が、状況把握をする仕組みがある」という回答が同程度であり、車中泊避難者については、「車中泊者が自ら最寄りの指定避難所に届け出ることとなっている」とするものが多かった。
- ・在宅避難者、車中泊避難者ともに、状況把握を実施する際の調査票のフォーマットが決まっていないとする自治体が大多数であった。

（在宅避難者への支援について）

- ・多くの自治体が、在宅避難者支援の必要性を強く認識又は認識していると回答している。必要性の認識度合については、被災経験のある・なしで大きな違いは見られなかった。
- ・また、必要性の認識度合について、自治体の規模別で整理したところ、大きな違いはなかったが、政令指定都市・特別区ではすべての自治体が、必要性を強く認識又は必要性を認識と回答している。
- ・在宅避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因としては、「制度上の位置づけの不明瞭さ」、「人員不足」、「ノウハウ不足」が多く挙げられた。また、回答については、被災経験のある・なしで大きな違いは見られなかった。
- ・検討を進めるために解消が必要なこととしては、「人材の確保・育成」が多く、「国や都道府県における制度的な位置づけ」、「発災時の他の業務の負担減」、「他の自治体の取組の紹介」、「取組内容を検討する上でのひな形」が同程度の回答数であった。

（車中泊避難者への支援について）

- ・約4分の3の自治体が、車中泊者の支援の必要性を強く認識又は認識していると回答している。必要性の認識度合については、被災経験のある・なしで大きな違いは見られなかった。必要性の認識については、在宅避難者支援よりも約10ポイント低い結果となった。
- ・また、必要性の認識度合について、自治体の規模別で整理したところ、政令指定都市・特別区で、必要性を強く認識又は認識していると回答した自治体は29%に留まった。その他の規模では、いずれも70%以上が必要性を強く認識又は認識していると回答している。
- ・車中泊避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因としては、「制度上の位置づけの不明瞭さ」、「人員不足」、「ノウハウ不足」が多く挙げられた。また、回答については、被災経験のある・なしで大きな違いは見られなかった。
- ・検討を進めるために解消が必要なこととしては、「人材の確保・育成」が多く、「国や都道府県における制度的な位置づけ」、「発災時の他の業務の負担減」、「他の自治体の取組の紹介」、「取組内容を検討する上でのひな形」が同程度の回答数であった。この点、検討を進めるために解消が必要なこととしては、在宅避難者支援と車中泊避難者支援で大きな差はなかった。



（状況把握について）

- ・在宅避難者、車中泊避難者ともに、把握の方法について、約半数の都道府県が「決まったものはない」と回答している。
- ・具体の取組として、「県が市町向けに作成した市町村避難所運営マニュアルにおいて在宅避難者の状況把握を市町村の主な役割として記載している」、「県、市町村が利用する防災システムに、避難所外避難者自らがスマートフォン等から情報を入力することにより、状況把握する機能を搭載している」といったものがみられた。

（在宅避難者への支援について）

- ・90%以上の都道府県が在宅避難者支援の必要性を強く認識又は認識していると回答している。
- ・平時から実施している取組としては、「地域防災計画への位置づけ」や「マニュアルの作成・記載」が多く、具体的には避難所マニュアルの一部に記載しているという自治体が多かった。一方で、実施体制については決まっていないという回答が多かった。
- ・在宅避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因としては、「制度上の位置づけの不明瞭さ」、「人員不足」、「ノウハウ不足」が多く挙げられた。
- ・検討を進めるために解消が必要なこととしては、「国における制度的な位置づけ」が最も多く、「人材の確保育成」や「他の自治体の取組の紹介」が次に多い回答数であった。

（車中泊避難者への支援について）

- ・約90%の自治体が、車中泊者の支援の必要性を強く認識又は認識していると回答している。必要性の認識については、在宅避難者支援よりも低い結果となった。
- ・平時から実施している取組としては、「地域防災計画への位置づけ」や「マニュアルの作成・記載」が多く、具体的には避難所マニュアルの一部に記載しているという自治体が多かった。一方で、実施体制については決まっていないという回答が多かった。
- ・車中泊避難者支援の実施体制の構築・実施方法の検討が進まない要因としては、「制度上の位置づけの不明瞭さ」、「ノウハウ不足」、「人員不足」が多く挙げられた。
- ・検討を進めるために解消が必要なこととしては、「国における制度的な位置づけ」、「他の自治体の取組の紹介」が多かった。